

議案第 4 号

大口町総合計画の見直しについて

大口町総合計画中間見直しを別紙のとおり定めることについて、大口町まちづくり基本条例（平成 21 年大口町条例第 13 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、大口町まちづくり基本条例第 2 条第 8 号に規定する総合計画を見直すため必要があるからである。

第7次大口町総合計画中間見直し (案)

2016年度(平成28年度)～2025年度(令和7年度)

第3編 基本計画 分野別計画

令和3年3月

大口町

目次

第1章 次代を担う子ども・若者の育成	49
施策1 子育て・子育て支援	49
施策2 学校教育	55
施策3 青少年健全育成・家庭教育	61
第2章 健康で安心な暮らし	65
施策4 母子の健康づくり	65
施策5 成人の健康づくり	69
施策6 医療・感染症予防	74
施策7 高齢者福祉・介護保険	77
施策8 障がい者(児)福祉	83
施策9 地域福祉	88
施策10 福祉医療	94
施策11 低所得者世帯の自立・生活支援	96
施策12 公的医療保険・年金	98
第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する	101
施策13 消防・防災	101
施策14 防犯	106
施策15 交通安全	109
施策16 消費生活	112
施策17 道路・交通	115
施策18 市街地の形成	120
施策19 住宅	123
施策20 上・下水道	127
第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する	131
施策21 生涯学習	131
施策22 文化遺産の保護・継承	135
施策23 図書館サービスの充実	138
施策24 スポーツ	143
施策25 男女共同参画	147
施策26 多文化共生・交流	150
施策27 平和行政	154
施策28 環境負荷の少ない地域社会の形成	155

施策 29 廃棄物・リサイクル	160
施策 30 水辺環境の整備・活用	164
施策 31 公園・緑地と景観	168
施策 32 農業.....	172
施策 33 商工業.....	176
施策 34 勤労者福祉	180
第6章 持続可能な地域経営.....	182
施策 35 地域自治.....	182
施策 36 住民協働.....	185
施策 37 行政経営.....	189
施策 38 財政運営.....	194
施策 39 広報・広聴.....	197
施策 40 情報公開・個人情報保護.....	200

■SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の実現

2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、身近な地域社会においても総合的に取り組む必要があるという共通認識のもとで、行政、事業者、個人等が協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

総合計画は、福祉・環境・都市基盤・産業・教育等様々な分野を対象とするものであり、長期展望に立った総合的かつ計画的な行政経営の指針として位置づけられます。

そこで、持続的な行政経営・地域経営を進めていくためには、SDGsを意識しながら施策を推進していく必要があるとの観点から、今回の基本計画の中間見直しにあたっては、各基本施策をSDGsの17のゴールに関連付けて整理することにしました。

《参考：SDGsの17の目標》

SDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。



17の目標は大きく分けて、3つの視点に分類できます。

目標1～目標6は、貧困や飢餓、水の衛生等。開発途上国の基礎的な目標が中心となっていますが、目標5のジェンダー平等については先進国でも多くの課題を抱えています。

目標 7～目標 12 は、働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギー等の言葉が並んでいます。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が少なくありません。また、目標 12 のつかう責任では一人ひとりの消費者にも持続可能な世界のために責任があるとされています。

目標 13～目標 15 は、気候変動、海洋資源、生物多様性等グローバルな課題です。そして目標 16 では世界平和、目標 17 では国や企業や人々の協力を呼びかけています。

SDGs の 17 の目標と自治体行政の果たし得る役割

ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たし得る役割
	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産等の食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p>すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>

ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たし得る役割
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々に、安価かつ信頼できる持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援等を盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国外の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包括的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>

ゴール 目標	目標の意識文 自治体の果たしえる役割
 12 つくる責任 つかう責任	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等、住民対象の環境教育等を行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
 13 気候変動に 具体的な対策を	<p>気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 14 海の豊かさ を守ろう	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 15 陸の豊かさ を守ろう	<p>陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 16 平和と公正を すべての人に	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。</p>
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO 等多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－

第1章 次代を担う子ども・若者の育成

施策1 子育て・子育て支援

SDGsの目標



現状と課題

- ・近年、急速な少子化の進行や核家族の増加、女性の社会進出の拡大を背景に、保護者からの子育て支援のニーズは年々高まっています。
- ・こうした中、本町では、2015（平成27）年4月に施行された「子ども・子育て支援法」及び2025（令和7）年3月まで延長された「次世代育成対策推進法」に基づき「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に向けた取り組みを計画的・具体的に進めています。
- ・特に、年々高まりつつある教育・保育ニーズ、中でも0～2歳児の低年齢児保育需要の拡大に対しては、北保育園の建て替えに合わせた定員増や西保育園の増改築による定員増によって受入体制を確保するなど、保育サービスの充実を進めてきました。
- ・また、2019（令和元）年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化や給食費補助等により子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進めています。
- ・さらには、小学生対象の「放課後児童クラブ」についても、年々利用ニーズが高まっていることから保育サービスと同様に、今後の受入体制の充実に努めています。
- ・今後は、少子傾向にありながらも夫婦共働きの増加等に伴う保育需要の増大していくような事態も予想されることから、引き続き保育サービスや放課後児童クラブの受入体制の充実に努めていくことが求められています。また、これらのサービスを実施する施設は老朽化が進んでおり、計画的な改修や建替えを検討していく必要があります。
- ・子育て支援については行政だけでなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で支援していくことも重要であり、地域の人の子育てについて、交流したり、相談したり、支え合う関係を築くことができる機会と拠点の形成も必要となってきます。
- ・都市化や核家族化、少子化など、近年の家族を取り巻く環境が変化してきている状況の中、家庭の教育力の低下や子育て家庭の孤立化などが原因で起こる児童虐待の社会問題に対しても対策が必要です。
- ・離婚や未婚の母の増加により、母子・父子家庭といったひとり親世帯で育つ児童が増加してきており、安定した家庭生活を送れるような支援の充実も必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度	61.4%	67.2%	65%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
子育て・子育て支援	(1) 教育・保育サービス等の充実	① 保育サービスの充実	11111
		② 保育施設の充実	11112
		③ 継ぎ目のない教育・保育サービスの提供	11113
		④ 放課後児童クラブの充実	11114
		⑤ 一体的な放課後子ども対策の検討	11115
	(2) 地域の子育て支援体制の充実	① 子育て支援・相談拠点機能の充実	11121
		② 地域ぐるみの子育て文化づくり	11122
	(3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり	① 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発	11131
		② 親と子どもの居場所づくり	11132
		③ 児童センター活動・施設の充実	11133
		④ 子どもを育む活動やネットワーク形成の支援	11134
		⑤ 児童遊園等の利活用の促進	11135
	(4) 地域・家庭の教育力の向上	① 「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発	11141
		② 地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進【「青少年健全育成」の再掲】	11142
	(5) 要保護児童・家庭への支援	① 児童虐待の未然防止・早期発見	11151
		② ひとり親世帯の支援充実	11152

施策の内容

(1) 教育・保育サービス等の充実

①保育サービスの充実

「子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」に沿って、通常保育については、特に依然として増加傾向にある0～2歳児の保育を保育士の人員確保や施設整備を図りながら拡大します。また、0～2歳児保育の増加に伴って増加傾向にある3～5歳児保育需要にも柔軟に対応します。さらに、延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。

②保育施設の充実

安全・安心で快適な保育環境を確保するため、老朽化している西・南保育園の計画的な改修等を検討します。

また、0～2歳児保育のニーズがより一層高まっていくような事態が今後とも起こることも視野に入れつつ、そのためのスペースやトイレ等の施設整備・充実に努めます。

③継ぎ目のない教育・保育サービスの提供

就学前の子どもたちに格差のない教育・保育を一体的に提供していくため、町立保育園、私立保育園、私立幼稚園との連携による職員研修や交流を深め、その質の向上に努めます。

また、幼稚園や保育園から小学校入学時への継ぎ目のない教育を図るために、各小学校や幼稚園、保育園の関係者で構成する連絡会議を引き続き開催するとともに、小学校から中学校への円滑な移行に対応するための連携強化に努めます。

④放課後児童クラブの充実

小学校6年生までの受入れや夏休み等の長期休暇期間中の利用ニーズに対応するため、施設の増設や学校施設の有効活用を図りながら、児童クラブ施設の充実に努めます。

また、必要な支援員の確保及び質の向上に努めるとともに、持続的に放課後児童クラブを運営していくための利用料について、調査検討を進めます。

⑤一体的な放課後子ども対策の検討

親の就業状況等に関係なく、すべての子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画の策定を検討していく中で、放課後子ども教室の設置を含めた放課後における子どもたちの居場所確保やその管理運営方法について検討します。

【主要事業】

- ◆大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画推進
- ◆放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
0～2歳児保育の定員数	167人	207人	192人	282人
放課後児童健全育成事業利用児童定員数	180人	270人	260人	270人

(2) 地域の子育て支援体制の充実

①子育て支援・相談拠点機能の充実

2017（平成29）年度に北保育園内に開設した子育て支援センターと保健センターの双方を合わせて本町の子育て支援の中核拠点「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、保育園や幼稚園、児童センター及び子育て支援のNPO等と連携し、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない包括的かつ専門的な子育て支援を進めます。

②地域ぐるみの子育て文化づくり

地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、おおぐちっ子まつりをはじめとした各種行事や子育て講演会、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行等を通じ、地域の人たちが子どもたちと関わりを持てる機会づくりに努めます。

また、すくすくサポート事業の会員拡大やドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化、子育てサークルや子育てボランティアの育成と協働による子育て関連事業の実施など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

【主要事業】

- ◆子育て支援・相談拠点
- ◆すくすくサポート
- ◆ドアノッキング

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
子育て支援拠点の年間利用者数	2,600人	3,014人	2,600人	4,920人
すくすくサポートの年間利用者数	48人	157人	48人	175人

(3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり

①子どもの権利や子育てに対する理解の啓発

子どもの権利や子育てに関する理解促進を図るため、子どもの権利に関するポスターやパンフレット等の啓発資料を配布するとともに、講演会や学習会等の開催に努めます。

②親と子どもの居場所づくり

町内3か所の児童センターで開催している「めだか広場」「コアラ広場」「ちびっこ広場」「なかよし」といった「広場事業」及び北児童センターや中学校、保健センターを会場に開催している「親子ふれあい広場」と保育園の園庭開放など、子育て中の親子が遊びを通し、交流しながら悩みを語り合う居場所づくりを子育て支援の住民団体等との協働によって進めます。

③児童センター活動・施設の充実

子どもたちにとって身近な施設である児童センターを拠点に、子どもたちの心身の健康増進と豊かな情操を育てていきます。

また、遊びを通じた様々な体験機会や多世代交流等、地域の人と交流する機会を提供するとともに、子どもたちが気軽に安心して楽しく過ごすことのできる施設運営に努めます。

④子どもを育む活動やネットワーク形成の支援

子ども会活動やスポーツ少年団等をはじめ、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる活動を実施している団体や町内の子育て支援団体等の情報交換と連携機能を担う大口町子育て団体連絡協議会の活動支援に努めます。

⑤児童遊園等の利活用の促進

地域の児童遊園等を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、地域と連携し、管理や清掃等の環境整備に努めます。

【主要事業】

- ◆児童センター
- ◆親子ふれあい広場

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
児童センターの年間利用者数	34,021人	21,626人	34,000人	34,000人

(4) 地域・家庭の教育力の向上

①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発

大口町の教育を考える会を通じて2014(平成26)年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」及びそれを踏まえて乳幼児向けに作成した、「毎日家庭で行える子育て3か条」の普及啓発を図り、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。

②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進

【(1-3-1)「青少年健全育成」(3)②】の再掲

(5) 要保護児童・家庭への支援

①児童虐待の未然防止・早期発見

県児童相談センター、保健所、学校、保育園、幼稚園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。

また、引き続き、赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)とドアノッキング事業を継続しながら、虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見に努めるとともに、県児童相談センター等との連携による迅速かつ的確な対応を図ります。

②ひとり親世帯の支援充実

ひとり親世帯の生活の安定と経済的な自立を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の支給、貸付制度や母子家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員を派遣して家事援助等)の各種支援制度の紹介等を継続していきます。

【主要事業】

- ◆家庭児童相談
- ◆要保護児童対策
- ◆赤ちゃん訪問
- ◆ドアノッキング

関連する計画・条例

- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画(令和2年度～令和6年度)

施策2 学校教育

SDGsの目標



現状と課題

- ・社会構造の変化に伴い、子育て家庭の孤立や地域の子育て力の低下など、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、学校・家庭・地域それぞれが役割を持ちながら互いの教育力を補完し合い、その教育力を高めていくことが求められています。
- ・「大口の子どもは大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域それぞれが連携し、児童生徒のより良い成長発達を保障する教育活動が必要です。
- ・学校教育では、教員の力が不可欠です。研修を通じて、教職員の指導力を向上させることで教育内容の充実を図るとともに、少人数指導やティームティーチング*、専科などの講師の適正な配置によるきめ細やかな指導を通して、子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう取り組むことが必要です。
- ・また、恒常的な過重労働にある教員の働き改革が社会的な課題になっている中、教員の負担軽減を図りつつ、児童生徒の部活動の維持・充実を図っていくことが課題になっています。
- ・いじめや不登校などの問題とともに、家庭の貧困による子どもの教育格差の問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要です。
- ・近年、発達障がいを含む障がいを持つ子どもやアレルギーを持つ子どもが増えてきていることから、それぞれの子どものに合わせた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- ・情報化社会に対応できる能力を育成するために、タブレットの導入に伴う情報教育環境の充実を図ることが求められます。
- ・社会経済環境の変化により、高等教育機関への進学や就学の継続が困難な家庭が増加傾向にあるといわれている中、義務教育後の教育支援も求められています。
- ・学校給食では、給食センターの老朽化が進んでいることから、計画的に建て替えを行う必要があります。安定した施設運営を図るため、早急に給食センターのあり方を示すことが求められます。また、給食に地場産物を取り入れることで、地域の伝統的食文化の継承を図っていくといった食育の観点からも、学校給食の充実が求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合	70.2%	75.8%	72%	77%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
学校教育	(1) 教育内容の充実	①教育の質の向上	12111
		②特色ある教育の推進	12112
		③教員の指導力向上	12113
		④生徒指導等の充実	12114
		⑤国際理解教育の充実 【「多文化共生・交流」の再掲】	12115
	(2) 教育支援の充実	①きめ細かい支援体制の充実	12121
		②特別支援教育の充実	12122
		③円滑な就学の支援	12123
		④保護者の経済的負担の軽減	12124
		⑤義務教育後の教育支援	12125
	(3) 安全・快適な教育環境の充実	①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり	12131
		②情報化に対応した施設・設備の充実	12132
	(4) 地域ぐるみによる学校教育の充実	①開かれた学校運営の促進	12141
		②家庭・地域との交流・連携活動の充実	12142
	(5) 学校給食の充実	①安全・安心でおいしい学校給食の提供	12151
		②学校における食育の推進	12152
		③施設・設備等の計画的な更新	12153

施策の内容

(1) 教育内容の充実

①教育の質の向上

児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせたきめ細やかな指導を充実するために、担任や講師の連携及び指導力の向上を図るとともに、少人数授業やティームティーチング、専科教員による専門性の高い授業を通して、において担任や講師の連携及び指導力の向上を図り、基礎学力の定着や発展的な学習の充実に努めます。

②特色ある教育の推進

各小学校において、地域との連携を通じて、読書指導や音楽、環境教育など、地域特性を生かした特色のある独自の教育・学校づくりを進めます。

また、中学校においては、教科ラウンジの活用を促進する取り組みに合わせ、学校支援本部活動と連携し、新たな生徒の学びの場を設けます。

さらに、部活動の在り様を確認し、その達成のために地域の団体や指導者等と連携します。

③教員の指導力向上

各学校において、各種研修への参加を通じて教職員の教育に対する指導力の向上を図ります。

また、本町が目指す教育の方向性を共有しつつ、一貫した指導を行えるように、小学校間や小学校と中学校の連携を図りながら研究課題を設定し、教員研修の充実に努めます。

④生徒指導等の充実

家庭・学校・地域、医療・福祉機関等が有機的に連携し、いじめ・不登校や問題行動等を未然に防止し、早期に発見し的確に対応していくため、スクールカウンセラーや心の教室相談員の配置などの教育相談の充実を図り、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、適応指導教室においては、学校への復帰に向けて個々の児童生徒の状態に応じた継続的な支援に努めます。

⑤国際理解教育の充実

【(4-3-1)「多文化共生・交流」(1)②】の再掲

【主要事業】

- ◆現職教育
- ◆適応指導教室

(2) 教育支援の充実

①きめ細かい支援体制の充実

特別な支援を要する児童生徒に対する支援のほか、学校運営の支援を幅広く行う学校支援員の適正な配置を進めます。

また、食物アレルギーをもった児童生徒への対応やフッ化物洗口の拡充、学校支援地域本部との連携による保健室サポーターなどの派遣により、一人ひとりの特徴に応じたきめ細かい支援体制を充実します。

②特別支援教育の充実

障がい児への特別支援教育を充実するために、学校支援員の適正な配置に加え、教職員全体のスキルアップ、さらには医療・福祉関係機関との連携強化、タブレット端末の導入などにより、より適切な指導に努めます。

③円滑な就学の支援

幼稚園・保育園から小学校、中学校への進学時の不安を軽減しスムーズに移行できるように、交流会等による相互の連携強化を進めるとともに、事前の授業見学や学校体験などの取り組みの継続・拡充を図ります。

④保護者の経済的負担の軽減

貧困の連鎖によって子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金の充実により、家庭の経済状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、継続的な学習環境の支援に努めます。

⑤義務教育後の教育支援

子どもの誰もが家庭の経済的事情に左右されることなく中学校卒業後も学べる機会が得られるよう、次世代育成事業特別会計により社本育英事業を継続し、新たに、こども未来応援事業により就学支援を進めます。

【主要事業】

- ◆社本育英事業
- ◆こども未来応援事業
- ◆就学援助

(3) 安全・快適な教育環境の充実

①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、各学校別の施設改修や保全を計画的に実施するための施設個別計画を策定し、この計画に基づき、安全で快適な教育環境づくりに努めます。

また、登下校時の見守りボランティアなど地域の協力を得ながら校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、通学路安全推進会議を通じて安全教育や通学路の安全対策を推進します。

②情報化に対応した施設・設備の充実

児童生徒1人1台タブレット端末体制を活用した授業を的確に実施していくため、教員の指導力強化や、端末機の学校外での利用を検討し、児童生徒の情報活用能力の向上を一体的に推進します。

また、学校内のネットワーク環境を充実するとともに、機器の管理や入れ替えなどを計画的に進めます。

【主要事業】

- ◆学校施設環境改善交付金
- ◆ICT設備整備

(4) 地域ぐるみによる学校教育の充実

①開かれた学校運営の促進

地域に密着した学校運営を進めるために、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めるとともに、学校評議員制度の継続・充実を図ることで、学校と地域住民、保護者の意思疎通や協力関係を構築し、地域住民に教育行政に関する情報発信を積極的に行います。

②家庭・地域との交流・連携活動の充実

「大口の子は大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が有機的に連携を図りながら本町の教育の基本方針を共有するとともに、地域で学校を支える意識を高めるために、学校支援地域本部事業を通じた地域ボランティアによる学校運営のサポート活動などを促進します。

【主要事業】

- ◆学校支援地域本部

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
登下校ですれ違う子どもたちとあいさつ運動を行っている人の割合	42.8%	42.2%	48%	55%

(5) 学校給食の充実

①安全・安心でおいしい学校給食の提供

児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食物資の選定、学校現場や保護者等の意見を踏まえた献立や調理方法の見直し、食物アレルギー対策などを行い、給食内容の充実を図ります。

また、地場産物を給食に採り入れることにより、健康的な食生活の実現だけでなく、児童生徒の地場産物に対する理解と食文化の次世代への継承につながるように、地産地消の給食づくりを推進します。

②学校における食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事をとることができるように、栄養教諭*による学校給食を活用し

た食に関する指導を充実します。

また、保護者への食に関する指導を行うなど、家庭、保護者と学校の連携による食育の推進に努めます。

③施設・設備等の計画的な更新

安全でおいしい給食を安定的に供給するため、施設全体の定期的な保守点検や清掃、機器の更新やオーバーホール等を適切に実施するなど、衛生管理の向上を図ります。

また、施設の老朽化による学校給食センターの建替えや、安全・安心を考慮した施設運営のあり方などの検討を進め、学校給食の適切な運営管理を行います。

【主要事業】

- ◆給食センター運営
- ◆給食センター施設管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地場産物を給食に採り入れた給食回数	65回	72回	70回	75回

関連する計画・条例

■大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）

■大口町の教育に関する基本方針

■大口町いじめの防止等に関する条例

施策3 青少年健全育成・家庭教育

SDGsの目標



現状と課題

- ・次代を担う青少年が、自他共にかげがえのない存在であることを認識し、社会の一員として自ら進んで社会参加できるよう、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことが重要です。
- ・しかし、少子高齢や核家族化による家族のあり方や地域間のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。また、ICTの飛躍的な発展・普及は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。このような状況を踏まえ、家庭・学校・地域が連携し、青少年の公共心や情報モラルの定着・向上を図ることが課題となっています。
- ・青少年の非行など問題行動の低年齢化が懸念されています。低年齢から地域の一員として取り組める地域環境をつくるシステムなど、支援する体制を整備し、早期発見、早期対応する必要があります。
- ・体験を通じた学習は、青少年の健やかな心身の発達に欠かすことができません。そのため、NPOや成人の集い実行委員会などへの参加を通じた地域における同世代との触れ合いや社会との接点づくりの機会、連帯感や社会参加を促進する青少年活動などの機会の拡充が必要となります。
- ・青少年が活動する場として、地域ボランティア活動、学校支援活動など地域との交流が盛んに行われています。今後も地域との連携を密にしながら、青少年の健全育成を図ることが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
家庭教育指導など青少年の健全育成への満足度	63.6%	65.1%	66%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
青少年健全育成・家庭教育	(1) 青少年の社会参加の促進	①青少年の社会活動への参加機会の充実	13111
		②中高生等の居場所づくりの推進	13112
		③青少年団体への支援	13113
	(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進		13120
	(3) 地域・家庭の教育力の向上	①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証	13131
		②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進	13132

施策の内容

(1) 青少年の社会参加の促進

①青少年の社会活動への参加機会の充実

青少年の豊かな人間性と自己肯定感を育むため、成人の集い実行委員会による「新成人の集い」の開催や「地域貢献事業」の実施、「やろ舞い大祭」など、青少年自らが自主的に企画・運営・参加する発表・交流の機会や、ボランティア活動を通じた社会活動への参加機会の充実に努めます。

また、大口町NPO登録団体おやじの会やふれあいまつり実行委員会などが企画する「ダンス&ミュージックフェスティバル」やステージ発表など、青少年が参加できる機会の充実に努めます。

さらに、ボランティア活動など社会参加や社会貢献につながるような活動への展開に努めます。

②中高生等の居場所づくりの推進

日常的に青少年が気軽に集い、話し合い、主体的に活動できるように、中央公民館や健康文化センターなど既存の公共施設を活用したり、北児童センターにおけるバンド活動の練習場のような青少年の居場所づくりの拡充に努めます。

③青少年団体への支援

青少年が、成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、子ども会やスポーツ少年団、大口少年少女発明クラブ、青少年が含まれる団体、若者が参加するNPOなど、青少年関連団体の組織・活動概要や団体加入方法等の紹介に努めます。

また、団体への助成制度や登録制度を充実し、既存団体の活動支援や新たな団体の育成支援に努めます。

【主要事業】

- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習活動推進

(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進

学校、地域、青少年問題協議会、民生委員・児童委員協議会等の関係組織と連携して、青少年の犯罪や薬物乱用等の非行防止、インターネットトラブル等の犯罪に青少年が巻き込まれないようにするための啓発、街頭パトロール活動などにより健全な地域環境づくりを推進します。

また、いじめや不登校、非行、学業等に関する相談窓口や諸団体が開設している教育相談室等のPRに努めます。

【主要事業】

- ◆青少年非行防止啓発活動

(3) 地域・家庭の教育力の向上

①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証

大口町の教育を考える会が作成した「家庭での子育て10か条」及び「大口家庭学習のスタンダード」の普及啓発を図りながら、2014（平成26）年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」を踏まえて、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。

また、社会環境の変化や施策・事業の実施状況を踏まえて、「大口町の教育に関する基本方針」の検証を行います。

②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進

親が自信を持って子育てができるようにするため、子育て講演会の開催や家庭教育に関する学習機会を増やすとともに、地域住民と親子との交流機会を充実し、地域ぐるみによる子育て・親育ちを推進します。

【主要事業】

- ◆家庭教育推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
学校と地域や家庭との連携の満足度	62.4%	65.6%	65%	68%

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）
- 大口町の教育の基本方針
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（令和2年度～令和6年度）

第2章 健康で安心な暮らし

施策4 母子の健康づくり

SDGsの目標



現状と課題

- 母子の健康づくりは、疾病予防をはじめ、妊娠、出産、育児等に関する正しい知識の普及、健康診査や保健指導を行うもので、人の生涯を通じた健康づくりの出発点・基礎として重要です。
- 本町における年間の出生数及び出生率は、2009（平成21）年以降2013（平成25）年までは減少傾向が続いており、2013（平成25）年には出生数が200人を割り込み199人となり、人口1,000人に対する出生数を表す出生率（人口千対）は県を下回る8.7となっていました。しかし、その後一気に増加し、2014（平成26）年以降は出生数240人前後、出生率（人口千対）も10前後で推移しています。合計特殊出生率も、同様に、2017（平成29）年には1.85と国・県に比べてかなり高くなっています。
- 現在、子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦が増加傾向にあると言われてしています。しかし、不妊治療は経済的な負担が大きいことから、その負担軽減が求められています。
- 妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児のこころや身体の健康確保を図る上で非常に重要であることから、本町では、妊婦健康診査の検査項目の拡充や健康診査の公費負担の拡大を図り、受診しやすい環境づくりを行ってきました。
- また、乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に重要な役割を担っています。本町では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も関係機関と連携したフォロー体制のさらなる充実が求められています。
- 晩産化、少子化、核家族化、近隣関係の希薄化などにより、身近に妊娠・出産・子育てについて相談できる人がおらず、不安や悩みを抱えたり、孤立化したりする母親が増加しています。また、情報化の進展に伴い様々な媒体から子育て情報が氾濫し、かえって育児不安を加速させている面もみられ、産前産後ケアの充実に努めるなど育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
安心して子どもを産み育てられる町としての魅力の満足度	65.9%	70.8%	70%	75%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
母子の健康づくり	(1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援	①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発	21111
		②妊娠を望む夫婦に対する支援	21112
		③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援	21113
		④妊娠期からの仲間づくりへの支援	21114
		⑤産前産後サポートの充実	21115
	(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	①乳幼児健診と事後相談の充実	21121
		②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	21122
		③親への健康教育の推進	21123

施策の内容

(1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援

①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発

若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、学校におけるいのちの学習や乳幼児との交流・育児体験授業の機会、成人式など、多様な機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割や子育ての楽しさ、健康で充実した人生を送るため自らの生き方を考えるライフプランニングについて普及・啓発に努めます。

②妊娠を望む夫婦に対する支援

子どもを生き育てたいという希望を持ちながらも子どもに恵まれない夫婦に対して、人工授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

また、国の制度の動向を見据えながら制度の充実について検討します。

③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援

妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産ができるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用・妊婦歯科健診の助成及び健診の受診促進、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。

また、育児不安の高まる産後1か月間の健診や早期に相談や家庭訪問ができるよう支援の充実を図ります。

④妊娠期からの仲間づくりへの支援

妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止を図るため、母子健康手帳交付説明会やフレッシュママの会等の機会を通じて妊産婦同士の情報交換や交流の場を設け

るなど、引き続き、妊娠期からの仲間づくりを支援します。

⑤産前産後サポートの充実

晩婚化・晩産化等を背景とした里帰り出産を選択しない妊産婦の増加や核家族化の進行など、出産や産後をめぐる社会状況が変化する中で、妊産婦が安心して産前産後を過ごすことができるよう、産前産後サポートの充実に努めます。

【主要事業】

- ◆妊産婦健康診査
- ◆一般不妊治療費助成
- ◆家庭訪問

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
低出生体重児*の割合	6.0% (平成25年度)	8.4% (平成30年度)	減少	減少
乳児家庭全戸訪問数の割合	235件 (94.8%)	98.7%	97%	99%

(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進

①乳幼児健診と事後相談の充実

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療やむし歯予防を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めます。そのため、関係機関と連携し、乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況把握を図ります。

また、子どもの発達や育児に支援が必要な家庭において、子どもの発達支援と親の育児不安や負担感の軽減ができるよう、電話や家庭訪問等による家庭状況の把握や個別相談を行うなど継続的な支援に努めます。

②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発

子どもが健やかで安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防と予防接種に関する情報提供を行います。また、健診の機会を通じて乳幼児の死亡原因の上位に位置づけられる不慮の事故防止と事故発生時の適切な対応に関する正しい情報の普及・啓発に努めます。

③親への健康教育の推進

妊娠届出時から小学校就学までの様々な母子保健事業の機会や子育てサークルなど親子が集まる機会を通じて、乳幼児の健やかな成長発達やよい生活習慣獲得のための親への健康教育を推進します。

また、学校や保育園等と連携して、食育を通じた子どもの健全な身体づくりを支援します。

第2章 健康で安心な暮らし

さらに、親自身の健康づくりを進めるため、がん検診や歯周病予防健診等の受診勧奨や生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
乳幼児健康診査の未受診率	4か月児 0.8%	4か月児 0.9%	4か月児 0.0%	4か月児 0.0%
	1歳6か月児 0.0%	1歳6か月児 0.0%	1歳6か月児 0.0%	1歳6か月児 0.0%
	3歳児 1.9%	3歳児 0.0%	3歳児 1.0%	3歳児 1.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.3%	94.1%	95.0%	95.0%
子育てについて相談できる人がいる母親の割合	4か月児 99.2%	4か月児 98.6%	4か月児 100%	4か月児 100%
	1歳6か月児 97.7%	1歳6か月児 99.2%	1歳6か月児 100%	1歳6か月児 100%
	3歳児 98.6%	3歳児 99.2%	3歳児 100%	3歳児 100%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	4か月児 88.5%	4か月児 89.8%	4か月児 90%	4か月児 92%
	1歳6か月児 81.5%	1歳6か月児 79.7%	1歳6か月児 83%	1歳6か月児 85%
	3歳児 75.8%	3歳児 75.4%	3歳児 78%	3歳児 80%

関連する計画・条例

- 健康おおぐち21 第二次計画（平成26年度～令和5年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（令和2年度～令和6年度）
- 健やか親子21（第2次）（平成27年度～令和6年度）

施策5 成人の健康づくり

SDGsの目標



現状と課題

- ・2014（平成26）年9月現在、国の調査では、平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳、健康寿命*は男性71.19歳、女性74.21歳でした。また、2020（令和2）年10月現在（住民基本台帳）、本町の総人口に占める65歳以上人口の割合は22.9%となっており、愛知県平均よりは低いものの既に超高齢社会に突入し、今後ますます高齢化が進むことが予測されます。このように平均寿命が延びている一方で、健康でない状態で老後を過ごしている人もいます。
- ・毎年、がんや心疾患、脳血管疾患は、死因の上位を占めています。中でもがんは、死因の第1位であり、生涯のうち2人に1人はがんにかかると言われており、医療費においてもがんは、歯科疾患や循環器、内分泌・栄養及び代謝疾患とともに上位を占めています。このため、疾病の発症予防のための生活習慣についての関心を高めるとともに、健康診査による疾病の早期発見・早期治療につなげることが大切です。
- ・このような状況に対し、成人の健康づくりの推進を図るため、若い人への健康診査の機会を設けたり、節目年齢の人に無料クーポン券を配布したりする等、がん検診をはじめとした、各種健診を受診しやすい体制の整備に努めています。その一方で、健康診査結果を生活習慣改善行動に活かすための健康相談や健康教育、運動プログラムを作成するなどの保健指導を一層充実していくことが課題となっています。
- ・生涯を通じて豊かな食生活を過ごすためには、高齢になっても口腔機能や歯の健康を保つことが大切です。そのため、歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるために、歯周病予防健診を無料で受診できるようにするなど、「80歳で20本の歯を残すこと」を目指した取り組みを進めてきました。
- ・本町では、2014（平成26）年3月に健康づくりの行動指針となる「健康おおぐち 21 第二次計画」を策定し、町民一人ひとりが健康を増進し、疾病を予防するための健康づくり事業を推進しています。町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、豊かな人生を送るために主体的な健康づくりへの取り組みを支援するとともに、健康づくりの環境を整えていくことが重要です。
- ・今後、高齢者を含めた成人の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、健康推進員などの住民団体や地域自治組織などと協力し、身近な地域での健康づくりや介護予防に対する支援を進めていく必要があります。また、その行動指針となる「健康おおぐち 21 第二次計画」を改訂、第三次計画を策定することが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2012年度 (平成24年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合	82.2%	アンケート 未実施	85%	88%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
成人の健康づくり	(1) 生活習慣病等予防対策の推進	①健康づくりに関する知識や情報の普及	21211
		②各種健康診査事業の充実	21212
		③生活習慣の改善支援の充実	21213
	(2) 健康づくりのための環境づくり	①健康づくり推進のための体制づくり	21221
		②地域における健康づくり活動の推進	21222
	(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援		21230
	(4) こころの健康づくりの推進	①こころの健康づくり知識の普及・啓発	21241
		②こころの相談窓口に関する情報提供	21242

施策の内容

(1) 生活習慣病等予防対策の推進

①健康づくりに関する知識や情報の普及

住民の健康に対する意識を高めるため、広報紙やホームページ、健康教室などの多様な機会を通じて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報について、その内容の充実を図りながら普及啓発を強化します。特に、20～40歳代の若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性について周知に努めます。

②各種健康診査事業の充実

健康診査をはじめとしたがん検診や歯周病予防健診の各種健康診査事業を広く住民に周知し、受診勧奨を進めるとともに、無料クーポン券を発送するなど、受診しやすい環境づくりに努めます。

また、健康診査受診後の結果説明までを「健康診査」と捉え、委託医療機関への働きかけや「結果説明会」の開催など、充実した体制づくりに努めます。

③生活習慣の改善支援の充実

生活習慣病やその予備群の人が重症化及び増加しないよう、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組めるようにするため、健康診査事後説明会や個別相談・個別健康教育等の充実と保健指導の利用者の拡大に努めるとともに、スポーツ関連施設と連携して運動プログラムを作成するなど、継続した支援につながるよう努めます。

また、疾病の重症化の予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導の対象外となっている人に対しても健診結果が生活習慣改善へと結びつくよう、保健指導から健康教室等へつなげていきます。

【主要事業】

- ◆がん検診
- ◆歯周病予防検診
- ◆わかば健診
- ◆特定健康診査
- ◆特定保健指導
- ◆健康教室開催
- ◆健康マイレージ

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
各種がん検診受診者数	胃がん 905人	胃がん 746人	胃がん 950人	胃がん 1,000人
	肺がん 1,425人	肺がん 1,357人	肺がん 1,500人	肺がん 1,500人
	大腸がん 1,257人	大腸がん 1,174人	大腸がん 1,300人	大腸がん 1,300人
	子宮頸がん 661人	子宮頸がん 603人	子宮頸がん 800人	子宮頸がん 900人
	乳がん 637人	乳がん 733人	乳がん 800人	乳がん 900人
	前立腺がん 172人	前立腺がん 173人	前立腺がん 200人	前立腺がん 220人
	歯周病予防健診の受診者数	203人	217人	250人
特定健康診査の受診率	47.3%	49.7%	60%	65%以上
特定保健指導実施率	65%	20.9%	65%以上	65%以上

(2) 健康づくりのための環境づくり**①健康づくり推進のための体制づくり**

「健康おおぐち 21 第二次計画」の3つの基本目標（生活習慣の見直し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、元気を支えるまちづくり）を地域住民や健康推進員、健康づくり団体、医療関係者等と共有の上、地域社会全体で町民の健康を守っていく機運の醸成と連携・推進体制の強化に努めます。

②地域における健康づくり活動の推進

住民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、健康推進員や健康づくり活動団体とともに、体力測定やポールウォーキングなどの健康づくり活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動やそれを自主的に実施するグループやサポーターを育成し、その活動を支援します。

また、老人クラブや民生委員・児童委員や地域自治組織等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり活動を推進します。

【主要事業】

- ◆健康おおぐち 21 第二次計画
- ◆健康推進員活動
- ◆大口 2 万人体力測定
- ◆ポールウォーキング

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2012 年度 (平成 24 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)
地域活動へ「参加している」人の割合	37.9%	アンケート未実施	40%	45%

(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

介護されることが必要となる状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発に努めるとともに、参加したくなるような企画や運動プログラムの開発など参加しやすい環境づくりに努めつつ、介護予防教室や口腔機能向上教室等を実施します。

また、住民主体による介護予防の推進を図り、体操を通じて高齢者を支え合う地域づくり、生きがいづくりに努めます。

さらに、認知症に対する理解促進と認知症予防のための事業展開に努めます。

【主要事業】

- ◆お口の健口教室
- ◆高齢者の施設利用助成
- ◆住民主体の通いの場の普及

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
いきいきカード 発行枚数	351人	382人	386人	410人
(65歳以上の)ト レーニングセンタ ー利用者延べ数	11,231人	14,267人	13,000人	15,000人
(65歳以上の)温 水プール利用者延 べ数	3,803人	3,472人	4,000人	4,200人
住民主体の通いの 場への参加	50人	アンケート 未実施	550人	700人

(4) こころの健康づくりの推進

①こころの健康づくり知識の普及・啓発

子どもはもちろん、大人にとっても生活リズムを整えることが心と体の健康を保つための基礎となることから、「早起き、早寝、朝ごはん！」をキャッチフレーズに意識啓発に努めます。

また、こころの健康を保つことができるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性、こころの病気についての正しい知識の普及に努めます。

②こころの相談窓口に関する情報提供

過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、広報紙やホームページなど多様な媒体・機会を通じて、本町が実施している相談窓口のみならず、小中学校や県が実施している相談窓口の情報提供に努めます。

また、健康推進員と一般住民を対象にしたゲートキーパー養成講座の実施を通じて、こころの健康に対する理解者と変化に気づき、必要に応じて専門職につなげるような役割を果たす人づくりを進めます。

【主要事業】

- ◆なんでも健康相談

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2012年度 (平成24年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
目が覚めた時に疲労 感が残る人(週3日 以上)の割合	46.0%	アンケート 未実施	43%	40%

関連する計画・条例

■健康おおぐち21第二次計画(平成26年度～令和5年度)

■第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(令和3年度～令和5年度)

施策6 医療・感染症予防

SDGsの目標



現状と課題

- ・住民が健康で安心して暮らしていく上で、医療サービスの充実や適切な医療の確保は不可欠です。町内には、2015（平成27）年4月現在21か所の医療施設（病院1、医科診療所9、歯科診療所11）が整い、診療科目も充実してきました。
- ・救急医療体制として、休日診療当直医のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関*に指定し、休日・夜間救急医療体制の充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・今後も、住民がより健康に安心して暮らせるようにするため、広域での医療体制の確保と医療情報の十分な提供が必要です。
- ・予防接種は、感染症予防としてその流行を防ぎ、社会全体、個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。
- ・本町では、予防接種法に基づき各種予防接種を実施しており、集団接種のほか、医療機関で個別接種ができるようにするなど接種体制の充実を図ってきました。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種への対応などの検討が課題となっています。
- ・2019（令和元年）年12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、2020（令和2年）年に入ると全世界に拡大しました。これに対して、本町においても国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画を基に策定した新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画を踏まえ、感染拡大防止策を進めています。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の感染症への対応については、平常時からの体制整備や情報収集、感染防止策の周知を進めつつ、緊急時に迅速な対応をとることができるよう、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、住民の安全確保を図ることが重要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
かかりつけ医をもっている町民の割合	64.4%	63.7%	68%	72%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
医療・感染症 予防	(1) 医療体制の充実	①わかりやすい医療情報の提供	21311
		②休日・夜間救急医療体制の充実	21312
		③災害時に備えた保健予防の充実	21313
	(2) 感染症予防の推進	①感染症予防の啓発	21321
		②予防接種の充実	21322

施策の内容

(1) 医療体制の充実

①わかりやすい医療情報の提供

かかりつけ医等がいることで、日常的な健康管理に役立つ病歴等の医療情報が集約され、疾病予防や病気の早期発見・早期治療や重複受診による医薬品の過剰摂取の防止などにつながることから、かかりつけ医等の普及啓発に努めます。

また、各種健診時や広報紙、ホームページ、子育て情報誌等を利用して、町内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来、休日診療当直医や救急医療情報センターといった休日・夜間診療についての情報をわかりやすく提供するように努めます。

②休日・夜間救急医療体制の充実

安心して救急医療を受けられるように、町内や近隣市町の医療機関、近隣市町と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。

③災害時に備えた保健予防の充実

災害発生時における感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理に迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。

【主要事業】

- ◆休日診療当直医

(2) 感染症予防の推進

①感染症予防の啓発

病原性の高い新興感染症^{*}に対して、町民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めるとともに、保健所等の関係機関と連携して、新興感染症の発生事態に迅速に対応するための大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画を基に策定した新型コロナウイルス感染症対応業

務継続計画などを踏まえ、緊急時の体制づくりを進めます。

また、結核や風疹などの再興感染症*やエイズ、食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙やホームページで正しい知識の普及を図ります。

②予防接種の充実

予防接種に対する意識向上と接種率の向上を図るため、予防接種の効果や副反応等のリスクの理解促進のため、知識の普及や予防接種方法に関する情報提供に努めます。

また、予防接種の広域化など接種しやすい環境を整えるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなどその充実に努めます。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種や新型インフルエンザ等新興感染症発生時や発生に備えた予防接種対策を医師会等と話し合いをしながら進めていきます。

【主要事業】

◆予防接種

【目標指標】

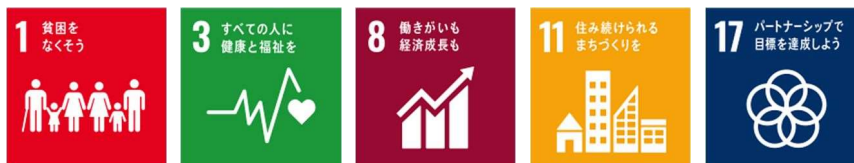
単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
予防接種の接種率				
・麻しん・風しん混合 (MR)	95.0%	96.5%	96%	98%
・BCG	99.0%	99.6%	100%	100%
・水痘	58.0%	89.4%	85%	90%
・二種混合(ジフテリア・破傷風)	90.0%	93.5%	92%	100%
・日本脳炎2期	49.0%	125.8%	85%	100%
・新型コロナウイルス	—	—	—	70% (令和3年度)

関連する計画・条例

- 健康おおぐち21 第二次計画（平成26年度～令和5年度）
- 大口町地域防災計画（平成27年3月改訂）
- 大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画（平成27年3月策定）
- 新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画（令和2年7月策定）

施策7 高齢者福祉・介護保険

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町の2020（令和2）年10月現在（住民基本台帳）の65歳以上人口は5,569人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は22.9%で、町民の5人に1人以上が高齢者となっています。高齢者のいる世帯の構造も変化してきており、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合が近年大幅に増加しています。また、認知症の高齢者も増加しています。
- ・こうした背景の下、国は、認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を2015（平成27）年1月に公表しました。この戦略は、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめ、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等の指針が示されています。
- ・本町においても、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練に取り組むなど、認知症に対する正しい理解を啓発しています。
- ・高齢化の進展、世帯状況の変化等は、生活の様々な分野に影響を与え、家族や地域のあり方を含めた社会経済全体を変えることとなります。特に、増加し続ける要支援・要介護認定者への対策は最も重要な課題であり、すべての住民にとって大きな不安要素となっています。
- ・2000（平成12）年から始まった介護保険制度は、サービスの受給者数や利用量が増加し、社会にとって必要不可欠な制度となりました。その一方で、介護保険にかかる費用は増大しており、保険料の大幅な増加が見込まれる等の課題があります。
- ・こうした状況の中、国は介護保険について、地域包括ケアシステムのもと、各種取り組みを進めていくべきとしています。地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活が続けられるよう、介護、医療、介護予防・生活支援、住まいを一体化して提供していくという考え方で、介護保険法のサービス提供理念を具体化するための仕組みと言えます。
- ・このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、高齢者を地域で見守り、支え合い、医療・介護・福祉等の多様な職種の連携による、持続可能で最適な高齢者福祉サービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築が必要になっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
生活支援・介護サービスなどの高齢者福祉の満足度	56.6%	65.3%	58.5%	70.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
高齢者福祉・ 介護保険	(1) 健康・生きがいつく りの推進	①高齢者・中高年の介護予防・健康づくり 支援【「成人の健康づくり」の再掲】	22111
		②高齢者の生きがいつく りの支援	22112
		③老人クラブなど団体の育成・支援	22113
		④高齢者の就労機会の充実	22114
	(2) 高齢者が安心して 生活できる環境づ くり	①高齢者の地域における居場所づくりと 交流促進	22121
		②認知症高齢者に対する理解促進と家族 支援	22122
		③高齢者の虐待防止と権利擁護	22123
		④高齢者の生活支援サービスの充実	22124
	(3) 高齢者を支える体 制の充実	①地域包括ケアシステムの構築	22131
		②地域における見守り・支援体制づくり	22132
	(4) 介護保険事業の充 実	①介護保険サービスの基盤確保	22141
		②介護保険財政の健全な運営	22142
		③介護保険制度の周知と相談体制の充実	22143
		④介護サービス事業所の質の向上	22144

施策の内容

(1) 健康・生きがいつくりの推進

①高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

【(2-1-2)「成人の健康づくり」(3)】の再掲

②高齢者の生きがいつくりの支援

高齢者の生きがいつくりや仲間づくりを支援するため、高齢者教室をはじめとした生涯学習の充実を図るとともに、ポールウォーキングやグラウンドゴルフ等、軽スポーツの普及促進を図ります。

また、高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点施設である老人福祉センター（憩

いの四季) や温水プール、トレーニングセンター等の関係機関と連携して施設利用の促進を図ります。

③老人クラブなど団体の育成・支援

高齢者の地域社会への貢献活動や文化的な活動、健康づくり等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの加入促進や老人クラブ活動の支援を行うなど、組織の活性化を図ります。

また、協働による地域活動を主体的に展開していく高齢者ボランティアグループの育成・支援に努めます。

④高齢者の就労機会の充実

高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、生きがい事業や仕事の開発を含め、NPO法人憩いの四季や大口町コミュニティ・ワークセンターの運営を支援します。

また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化に努めます。

【主要事業】

- ◆大口町コミュニティ・ワークセンター補助
- ◆老人クラブ補助
- ◆いきいき100歳体操普及

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
いきいき100歳体操参加者数	40人	109人	60人	150人

(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

①高齢者の地域における居場所づくりと交流促進

高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、社会福祉協議会を通じて、町内各地における「ふれあい・いきいきサロン」の開設支援と活動内容の充実に努めます。

また、高齢者に対する敬愛意識の向上を図るため、各地区で開催している敬老会を支援するとともに、町内保育園や児童センター、介護保険関連施設等で実施している多世代交流の場の充実に努めます。

②認知症高齢者に対する理解促進と家族支援

認知症に対する正しい理解を深め、地域で見守ることのできる体制づくりを進めるため、引き続き、認知症サポーター養成講座をはじめとする『認知症勉強会』や『認知症高齢者徘徊捜索訓練』を開催するとともに、認知症の方やその家族への支援策の入口ともいえる『認知症ケアパス*』の普及啓発に努めます。

また、認知症の高齢者等を介護する家族の心理的負担を軽減するため、「仮称：認知症家族会」の設置を検討するとともに、認知症の当事者が自発的に活動できる『認知症カフェ』の充実に努めます。

引き続き、地域包括支援センターをはじめ認知症地域支援推進員や認知症支援チームと連携し、認知症の本人及び家族に対し、初期支援を包括的・集中的に行います。

③高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者への虐待を防止するため、虐待防止のための啓発を行うとともに、地域包括支援センターが窓口となり、ケアマネジャーなどの関係者や関係機関と連携しながら、高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、判断能力に不安がある高齢者や認知症高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発と利用促進に努めます。

④高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して自立した日常生活を送ることができるよう、緊急通報システムの設置や配食サービス、外出支援サービス、生きがい活動支援通所サービス等の高齢者の生活支援サービスを継続的に実施するとともに、ニーズの変化や制度変更等に柔軟に対応しながらサービス内容の充実に努めます。

【主要事業】

- ◆緊急通報体制等整備
- ◆外出支援サービス
- ◆生きがい活動支援通所
- ◆認知症サポーター養成講座
- ◆認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の実施

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
認知症サポーター養成 成果積数	1,397人	2,143人	1,700人	2,300人

(3) 高齢者を支える体制の充実

①地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し、高齢者一人ひとりの身体状況や生活状況等に応じた、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会の体制強化や地域ケア会議の充実に努めるとともに、尾北医師会等の関係機関と協力して、医療・介護連携の推進や訪問診療等の在宅医療ケアの促進に努めます。

②地域における見守り・支援体制づくり

高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。

このため、「高齢者見守り連絡会議」の開催を通じて、地域住民や社会福祉協議会とともに、高齢者の見守り体制に関する検討や活動の実践を進め、町内外の事業所（新聞販売店、飲料販売店、金融機関、集配業者等）との協定による、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の安否確認、認知症高齢者の徘徊行方不明時における捜索体制の強化に努めます。

【主要事業】

- ◆医療・介護連携推進
- ◆高齢者見守り推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
高齢者の見守りに関する協定書の事業所数	12事業所	50事業所	35事業所	60事業所

(4) 介護保険事業の充実

①介護保険サービスの基盤確保

高齢者が住み慣れた自宅や地域で必要な時に必要な介護サービスが受けられるようにするため、訪問介護や通所介護等の介護サービスの充実を図ります。

また、福祉関連事業者やボランティア等と協力しながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進するとともに、国の制度変更について柔軟に対応し、サービスの実施に努めます。

②介護保険財政の健全な運営

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者サービス調整会議による計画の進行管理を進めます。

また、ケアプランの点検や医療情報との突合等を行う介護給付適正化事業を実施します。

③介護保険制度の周知と相談体制の充実

高齢者やその家族が介護保険制度を理解し、必要なサービスを適切に利用することができるよう、パンフレット等を活用してわかりやすく周知するとともに、地域包括支援センターや町の窓口における相談支援の充実に努めます。

④介護サービス事業所の質の向上

介護相談員を町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設等へ派遣し、利用者や家族の相談を受け、疑問や不満・不安の解消とサービス事業者の質の向上を図る介護相談員派遣事業を実施します。

【主要事業】

- ◆介護予防・日常生活総合支援
- ◆介護給付適正化

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
ケアプランチェック 実施事業所数	全事業所 (7事業所)	3事業所 (34プラン)	全事業所 (7事業所)	全事業所

関連する計画・条例

- 第8期大口町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- 大口町介護保険条例
- 健康おおぐち21第二次計画（平成26年度～令和5年度）

施策8 障がい者(児)福祉

SDGsの目標



現状と課題

- ・障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が掲げられています。
- ・障がいの種類、程度、そして個性も違う障がい者が、地域という同じ環境の中でその一員として暮らしています。障がい者それぞれの潜在的な能力を引き出し伸ばすことが、生活の質を高めるために重要であり、「やりたい」「できた」「楽しい」といったその人の気持ちを大切にし、まず、活動し参加するという視点でのまちづくりが求められています。
- ・こうした考え方の実現を目指し、本町では、2008（平成20）年度に「ともに生き、ともに支え合い自立をめざすまちづくり」を基本理念とした「第3期大口町障がい者ほほえみ計画」を策定し、また同時に、2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法及びその前身である障害者自立支援に基づく「障害福祉計画」を3年ごとに策定し、第3期計画と一体となって障害福祉サービス等の充実を図ってきました。
- ・そして、2020（令和2）年度に両計画を見直し、「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に沿った、各種障がい者施策を推進しています。
- ・高齢化や医療の発展等を背景に、本町における障がい者は、数と率の双方とも増加傾向にあります。
- ・ところが、そもそも本町は人口規模が小さく、障がい者の絶対数が、都市部の自治体と比べると少ないこともあり、町内における専門機関や福祉関連事業者等の社会資源は、決して豊富とは言えない状況にあります。
- ・このため、少ない社会資源をいかに有効活用するか、また町外の障がい福祉サービス事業所との連携をいかに密にするかということが非常に重要であり、地域包括支援センターに委託している相談支援事業を中心とした連携体制の構築を強化していく必要があります。
- ・また、昨今は難病や医療的ケアが必要な子どもの学校や幼児教育・保育の現場への受け入れが必要なケースもみられるようになっており、そのきめ細かな対応が求められています。
- ・さらに、2016（平成28）年度に施行された障害者差別解消法を踏まえ、引き続き障がい者の権利の保障や差別の解消に対する社会的な理解を深めていくことが課題になっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
「合理的配慮」*に対する職員の認知度	障がい福祉関係職員のみ	80%	90%	100%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
障がい者（児）福祉	(1) 障がい者への地域生活支援	①相談支援体制の充実	22211
		②福祉サービスの充実と関係者の連携	22212
		③障がい者の権利擁護・虐待防止	22213
	(2) 障がい者の社会参加促進	①就労・雇用機会の拡大	22221
		②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進	22222
		③人にやさしい移動環境の形成	22223
	(3) 障がい者に対する理解促進	①障がいを理由とする差別の解消の推進	22231
		②地域での障がい者に対する理解促進	22232
	(4) 障がい児支援の充実	①子どもの障がいの早期発見と早期対応	22241
		②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦）	22242

施策の内容

(1) 障がい者への地域生活支援

①相談支援体制の充実

身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対し必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援等に的確に対応できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

また、個別のケース会議等を通じて関係機関との情報共有と連携を強化し、専門的かつ適切な相談支援を実施します。

②福祉サービスの充実と関係者の連携

障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、「大口町障がい者ほほえ

み計画」や「大口町障害福祉計画」に沿って、相談支援体制の充実、既存の在宅サービスの有効利用、生活の場（グループホーム等）の運営体制の確立及び充実を図るなど、障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、地域包括支援センター主催の「事業所連絡会」を通じて、町内の障がい福祉サービス事業所との情報共有・連携を深めます。

③障がい者の権利擁護・虐待防止

障がい者の権利や財産を守るため、2018（平成30）年7月に2市2町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）で開設した尾張北部権利擁護センターが中心となり、地域包括支援センターと連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。

また、障がい者への虐待を防止するため、庁内に設置している障がい者虐待防止センターが中心になって、家族のストレス緩和のためのケアや県等の関係機関と連携した事業者への指導・監視を図るとともに、虐待が発生した場合は迅速かつ適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図ります。

【主要事業】

- ◆相談事業
- ◆自立支援給付事業
- ◆地域生活支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
事業所連絡会開催回数	3回/年	4回/年	4回/年	4回/年

(2) 障がい者の社会参加促進

①就労・雇用機会の拡大

ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。

また、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町職員の障がい者雇用率が法定雇用率を維持できるよう計画的な採用を行うとともに、町内の障がい福祉事業者や施設への業務等の委託に努めます。

②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進

障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、いきいきカード*を活用し、トレーニングセンター及び温水プールの利用促進を図るとともに、社会福祉協議会による障がい者スポーツ大会等、社会参加事業の企画・運営を支援します。

また、社会福祉協議会を通じて、障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動やピアカウンセリング*等の当事者同士やその家族同士による活動への支援に努めます。

③人にやさしい移動環境の形成

障がい者が気軽に外出して生活行動範囲が拡大できるよう、引き続き歩行空間・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、コミュニティバス車輛のバリアフリー化を順次進めます。

また、タクシー料金助成の継続的な実施やリフト付き車輛による送迎などの外出支援サービスにかかる民間事業者の参入促進に努めます。

【主要事業】

- ◆社会福祉協議会補助
- ◆外出支援サービス
- ◆高齢者及び障がい者公の施設使用料等助成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域包括支援センターにおける就労に関する相談件数	55件	94件	70件	98件

(3) 障がい者に対する理解促進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

2016（平成28）年度に施行された障害者差別解消法を踏まえ、障がいを理由とする差別や合理的配慮などについて、広報紙、ホームページ等で周知を図ります。

また、障がいを理由とする差別や合理的配慮などに関する知識の習得と理解を深めるため、職員向けの研修や情報提供を行うとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を踏まえ、合理的配慮の徹底に努めます。

②地域での障がい者に対する理解促進

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるようにするため、社会福祉施設でのイベントや障がい福祉セミナーなどの開催を通じて、地域住民の障がい者に対する理解を促進します。

【主要事業】

- ◆障がい福祉セミナー

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
障がい福祉セミナー参加者	16人	31人	30人	40人

(4) 障がい児支援の充実**①子どもの障がいの早期発見と早期対応**

乳幼児健康診査などを通して、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。

また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、たんぽぽ教室・たんぽぽ広場、母子通園ぱんだ教室、NPOとの協働事業として実施しているあそびの学校などの療育体制の充実を図ります。

さらに、関係部署と連携し、難病児や医療ケア児等の教育・保育の現場への受け入れに努めます。

②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦）

障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じた適切な支援を継続して受けられるようにするため、地域包括支援センターが中心になって障害福祉サービス事業者や保健センター、医療機関、保育園、学校などと連携して、個々の障がい者（障がい児・発達障がい児）の情報共有を行い、必要な個別支援に適宜つなげていくシステムの強化を図ります。

【主要事業】

- ◆相談事業
- ◆障害児通所支援事業
- ◆地域生活支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数	127件	86件	140件	160件

関連する計画・条例

- 第5期大口町障がい者ほほえみ計画（令和3年度から令和8年度）
- 第6期大口町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度）

施策9 地域福祉

SDGsの目標



現状と課題

- ・私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、様々な人たちがともに生活していますが、個人の価値観の多様化や過度なプライベート意識への変化などを背景に、地域の人々の関わりやつながりが希薄化しているといわれるようになっていきます。
- ・その一方で、高齢化や小世帯化等の進行に伴って、地域の支えが必要な人が増える傾向にある中、かつてあったような地域住民による支え合い・助け合いの仕組みが重要性を増しています。
- ・このため、地域に住む多様な人の誰もがいきいきとした生活を送れるようになることを目指し、地域住民それぞれが自立することを基本としながらも、共助の精神を大切にし、行政や事業者が提供するサービスと、地域住民が行う見守り・助け合いなどの地域活動やボランティア活動とを共に組み合わせ、一体的に地域福祉を進めていくことが必要になっています。
- ・本町では、従来から、民生委員・児童委員を中心とした地域の方や社会福祉協議会の協力を得ながら、ドアノッキング事業や、ふれあいサロン活動等、乳児から高齢者まで幅広い対象者を地域で見守る活動や居場所づくりを進めるなど、地域福祉の推進に努めてきました。
- ・また、高齢者だけでなく障がい者や子育て世帯、生活困窮者世帯等の住民を含め、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まるごと包み込み支え合う地域づくり、「地域包括ケアシステム」「地域共生社会」を町民とともに実現していくため、地域自治組織のエリア毎に生活支援コーディネーターを配置し、住民・関係団体・行政等の関係者の連携・協働を推進しつつ、地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組みを進めています。
- ・今後とも、民生委員・児童委員によるドアノッキング事業を継続的・発展的に進めていくためには、3年毎の民生委員・児童委員の一斉改選時に新民生委員・児童委員に「子育て家庭の身近な相談相手となり課題を抱える親子を発見する」という趣旨を理解してもらう機会を設ける必要があります。同様に、乳幼児のみならず高齢者を含めた地域での見守りを行ってもらうための各種事業のスムーズな引継ぎが必要となります。
- ・このため、研修を行うだけではなく行政としても積極的に情報交換を行っていく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合	55.3%	63.4%	56%	67%
高齢者や障がいのある人、ベビーカーを使っている人などを手助けしたことがある、手助けできると思うと回答した住民の割合	74.1%	72.1%	75%	76%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
地域福祉	(1) 地域福祉推進のための方針等の検討		22310
	(2) 町民の福祉意識の醸成	① 地域福祉意識の醸成	22321
		② 福祉教育の充実	22322
	(3) 地域の福祉力の向上	① 社会福祉協議会の機能強化	22331
		② 地域福祉の担い手の発掘・育成	22332
		③ 地域福祉を担う団体への支援	22333
		④ 小地域福祉活動の促進と体制づくり	22334
	(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	① 地域における見守り・支援体制づくり	22341
		② 避難行動要支援者の支援体制づくり	22342
		③ 高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進	22343
	(5) 地域福祉活動拠点施設の充実	① 集会場等地区施設の有効活用の促進	22351
		② 民間施設の有効活用の検討	22352

施策の内容

(1) 地域福祉推進のための方針等の検討

現在、社会福祉協議会が中心になって取り組んでいる地域福祉を、行政と事業者、地域住民やボランティア団体が一体となり、より一層連携して総合的に推進していくための指針となる地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定を検討します。

【主要事業】

- ◆地域福祉推進のための方針等検討

(2) 町民の福祉意識の醸成

①地域福祉意識の醸成

住民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く住民が学習する機会として、地域福祉をテーマとした講演会や講座、地域福祉活動実践報告会等を開催します。

②福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、手話・点字・車いす等の福祉体験を社会福祉協議会の支援・協力のもとで行う福祉実践教室を小中学校において引き続き実施します。

また、福祉教育は、子どもたちだけのものではないことから、人が生涯にわたり福祉にあたたかい関心を寄せ、様々な人と「ともに生きる力」を養うための学びや体験の場として、親と子や孫と一緒に社会福祉施設等を見学するなどの大人も対象とした福祉教育の機会の提供に努めます。

【主要事業】

- ◆福祉講演会
- ◆障がい福祉セミナー
- ◆福祉実践教室
- ◆親子福祉教室
- ◆福祉出前講座
- ◆シニア講座

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
福祉実践教室参加者数	1,031人	1,160人	1,130人	1,240人

(3) 地域の福祉力の向上**①社会福祉協議会の機能強化**

社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担えるよう、組織力や活動の強化のための支援を進めます。

②地域福祉の担い手の発掘・育成

地域福祉活動に参加するリーダーや担い手となる人財を発掘・育成するため、社会福祉協議会や町民活動センター等と連携しながら福祉講座やボランティア養成講座等を開催します。

また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるボランティア・コーディネーター機能の充実を図ります。

③地域福祉を担う団体への支援

地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を充実させるため、必要な知識と技能の修得に向け、研修の実施と活動支援を行います。

また、地域福祉を担う様々な団体が活発に活動できるよう、生活支援コーディネーター及び地域担当職員が意見交換などの支援を行います。

④小地域福祉活動の促進と体制づくり

ふれあいサロンや高齢者等の見守り活動などの小地域福祉活動が町内各地区で行われるよう、活動グループの育成や活動起こしに努めます。

また、3つの地域自治組織内における小地域福祉活動の推進母体となる部会等の設置を検討するなど、小地域福祉活動をまずは地域展開していくための体制づくりを進めます。

【主要事業】

- ◆民生委員・児童委員活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域福祉を担うボランティア数	1,050人	697人	1,100人	1,150人

(4) 安心して地域で生活できる環境づくり**①地域における見守り・支援体制づくり**

高齢者や障がいのある人などが安心して地域で生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。

また、支援が必要な高齢者等の情報が、町や地域包括支援センターなどの関係機関へ伝わるように高齢者等情報交換会を継続します。

②避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に備え、避難行動要支援者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、「大口町避難行動要支援者支援体制マニュアル」に沿って、個別支援計画を作成するなど、災害発生時における地域での避難支援が迅速に行われる体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者が適切な避難生活を送れるよう、地域の社会福祉施設を福祉避難所として活用できるよう努めます。

③高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進

高齢者や障がい者等が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化し連携します。

また、状況に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進することで、高齢者や障がい者等の日常生活を支えます。

【主要事業】

- ◆避難行動要支援者支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
福祉避難所数	1か所	4か所	3か所	4か所

(5) 地域福祉活動拠点施設の充実

①集会場等地区施設の有効活用の促進

地区の集会場や学習等共同利用施設等を地域福祉活動の拠点として位置づけ、地域住民が気軽に集える場づくりを支援するなど、施設の有効活用を促進します。

②民間施設の有効活用の検討

地域住民が身近な地域で気軽に集える多様な場を確保するため、住民等が自己所有する建物の一部、あるいは全部を地域の高齢者等の居場所として開放し、地域住民が主体的に運営していくなど、既存の民間施設を地域福祉活動の拠点として有効活用していく方策や支援策について検討します。

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
ふれあいサロン参加者数	5,855人	8,195人	6,000人	7,500人

関連する計画・条例

- 第8期大口町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）
- 第5期大口町障がい者ほほえみ計画（令和3年度から令和8年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（令和2年度～令和6年度）

施策 10 福祉医療

SDGsの目標



現状と課題

- ・社会的、経済的に弱い立場にある、子ども、母子・父子家庭の母・父並びに児童、心身障がい者、精神障がい者及び後期高齢者の健康の保持増進と福祉の向上を目指し、医療費の一部を助成する福祉医療費助成事業を実施しています。
- ・一部利用者に重複受診や頻回受診が見受けられることから、適正受診の啓発とジェネリック医薬品*をさらに普及促進することで、全体的な医療費の抑制を図る必要があります。
- ・医療給付額が年々増加している中で、福祉医療費助成を継続するためには様々な方法を模索する必要があり、所得制限を設ける等といった手法も視野に入れて、幅広い選択肢の中から将来的な事業のあり方を検討することが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持	232,544千円	258,556千円	232,000千円	232,000千円

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
福祉医療	(1) 福祉医療費助成制度の継続		23110
	(2) 福祉医療費助成制度の周知		23120
	(3) 福祉医療費の適正化		23130

施策の内容

(1) 福祉医療費助成制度の継続

少子高齢化や人口減少時代において本町を持続的に発展させていく観点から、近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、また、幅広い観点から、様々な可能性を模索しつつ、福祉医療費助成制度の継続に努めます。

また、制度の充実について国・県に要望します。

【主要事業】

- ◆子ども医療費助成
- ◆母子・父子家庭医療費助成
- ◆障害者医療費助成
- ◆精神障害者医療費助成
- ◆後期高齢者福祉医療費助成

(2) 福祉医療費助成制度の周知

支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。

(3) 福祉医療費の適正化

福祉医療費助成制度を維持していくため、重複受診・頻回受診の抑制とジェネリック医薬品の普及促進を図るなど医療費の適正化を図り、持続可能な制度の運用に努めます。

関連する計画・条例

- 大口町子ども医療費支給条例
- 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例
- 大口町障害者医療費支給条例
- 大口町精神障害者医療費支給条例
- 大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱

施策 11 低所得者世帯の自立・生活支援

SDGsの目標



現状と課題

- 生活保護制度は、「社会保障の最後のセーフティネット」であり、その役割は、最低限度の生活保障と自立の助長を目的としています。
- 2015（平成27）年度末の生活保護世帯は、53世帯ありましたが平成28年度末には54世帯、2017（平成29）年度末には50世帯、平成30年度末には54世帯、令和元年度末には59世帯と徐々にではありますが増加しています。これは、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者に対する自立支援制度を利用しても経済的自立が難しい高齢者等が増加したことによるものと考えられます。
- 令和元年度は、14件の生活保護の相談がありそのうち8件が年齢や疾病等を理由とする離職によって大幅な収入減となり、これまでの生活が維持できなくなったといった高齢者世帯からの相談で、傷病・障がい者世帯の6件より多くなっています。
- 被保護世帯の状況をみると、2019（令和元）年度には、高齢者世帯が約66%、疾病・障がい者世帯が約22%と自立更生が困難な世帯が多く、また、保護受給期間が長期化する傾向にあります。
- 2015（平成27）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活に困窮している人が生活保護になることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員が相談を受け、その人の抱える様々な問題に対応した支援へとつなげる生活困窮者自立支援事業を「第2のセーフティネット」として実施しています。
- 本町は、福祉事務所を設置していない町村であるため、直接の事業主体ではありませんが、同法の趣旨を踏まえ、愛知県尾張福祉相談センターと連携して、生活に困窮している町民の自立支援に対応していく必要があります。
- 特に、子どもの貧困とその世代間連鎖が社会問題化している中、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
生活保護率	2.54%	2.86%	2.5%	2.5%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
低所得者世帯の自立・生活支援	(1) 適切な保護等の実施	①生活困窮者自立支援制度等の周知	23211
		②要支援等生活困窮者の的確な把握	23212
	(2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討	23220	

施策の内容

(1) 適切な保護等の実施

①生活困窮者自立支援制度等の周知

経済的に生活が困窮している住民が必要な保護や相談支援等が受けられるようにするため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知に努めます。

②要支援者等生活困窮者の的確な把握

愛知県尾張福祉相談センターが実施している自立相談支援や住居確保給付金支給などの自立相談支援事業の活用により、生活に困窮している住民の自立を促すとともに、必要に応じて生活保護に的確につなげていきます。

また、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との連携により、保護や自立相談支援を必要としている世帯の早期把握に努めるとともに、尾張福祉相談センターが主催する支援調整会議を通じ、的確な対応に努めます。

(2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討

子どもの貧困と貧困の連鎖を防止するため、愛知県尾張福祉相談支援センターと協議を進め、生活困窮世帯で育つ子どものための居場所の提供や学習支援、養育支援に関わる事業実施について検討を進めます。

【主要事業】

- ◆生活困窮者自立支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
生活困窮者相談者数	7人	15人	15人	20人

施策 12 公的医療保険・年金

SDGsの目標



現状と課題

- ・国民健康保険は、医療機関での受診や治療の機会が多くなる高齢者の割合が年々増加していることに加え、医療技術の進歩に伴い医療費が増加傾向にあり、保険財政の悪化や保険税の収納率の低下を招かないよう、健全な事業運営を進める必要があります。
- ・平成 27（2015 年）5 月に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、2018（平成 30）年度から国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に変わりました。
- ・後期高齢者医療制度については、広域連合と連携をとりながら、制度の適切で安定的な運営が求められています。
- ・2008（平成 20）年度から生活習慣病の予防を目的として 40 歳以上を対象に特定健康診査・特定保健指導を行うことが保険者に義務付けられ、その受診率向上に努めているものの、受診率は半数以下にとどまっています。
- ・国民年金制度は、持続可能な年金制度の構築が課題となっており、このためには、支えられる世代と支える世代の相互理解が必要です。また、年金制度の将来の不安を原因とした未加入者が増えていることから、国民年金制度の一層の周知・理解が必要になっています。

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
公的医療保険・年金	(1) 公的医療保険制度の適正な運用	①生活習慣病の予防	23311
		②医療費の適正化	23312
		③収納率の向上	23313
	(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発		23320

施策の内容

(1) 公的医療保険制度の適正な運用

①生活習慣病の予防

健康維持と医療費の抑制を図るため、特定健康診査等実施計画に沿って、特定健康診査及び保健指導を行い、医療費の多くを占める生活習慣病の早期発見・重症化予防に努めます。

また、近年受診率が低下傾向であるため、特定健康診査の未受診者への勧奨に努めます。

②医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、医療費支出や疾病等に関するデータ分析を行い、分析結果を踏まえたデータヘルス計画を基に効果的な保健事業を実施します。

また、重複・多受診者に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の普及を図ります。

③収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納等の納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施することによって自主納税を促し、収納率の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆特定健康診査等

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
特定健康診査受診率	48.6%	55.8%	54.0%	60.0%
国民健康保険税収納率	95.3%	96.3%	95.5%	96.5%

(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発

医療保険制度・年金制度への町民の理解を深めるとともに、加入・納付勧奨を図るため、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより、制度の周知に努めます。

また、年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金加入者・受給者の年金相談を充実します。

関連する計画・条例

- 第2期大口町データヘルス計画及び第3期大口町特定健康診査等実施計画
- 大口町国民健康保険条例
- 大口町国民健康保険税条例
- 大口町後期高齢者医療に関する条例

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

施策 13 消防・防災

SDGsの目標



現状と課題

- ・近年、大規模な自然災害や複雑・多様化する特殊災害、新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ・このように変化する消防・救急環境に適正に対応できるよう、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合消防本部と連携しながら、組織力と対応力のさらなる充実が必要になっています。
- ・消防施設及び人員とともに消防力の一つである防火水槽は、昭和32年に設置が始まりましたが、設置から50年を超え老朽化が進んでいます。そのため、計画的な改修が課題になっています。
- ・また、東海地震をはじめとする南海トラフ地震などの大規模地震の発生が懸念される一方で、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。
- ・2020（令和2）年に実施した第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、依然として防災・浸水対策は重要度の高い施策に挙げられていることから、住民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められています。
- ・これまで、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通じて防災組織の連携強化を進めていますが、より実践的な訓練に見直すことなどが必要になっています。
- ・2013（平成25）年度から、行政内部の災害時業務の仕分けと地域防災計画の大幅な見直しを行い、行政無線の更新や拡大、公共施設の耐震化、防災倉庫の整備等を実施し、防災体制の充実を進めてきましたが、一層の防災危機管理体制強化が課題となっています。
- ・地域における自助・共助による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアの充実強化が必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
消防・救急体制に満足している住民の割合	76.6%	80.9%	78%	82%
防災訓練に積極的に参加している住民の割合	6.1%	5.3%	9%	12%
地震や水害など防災に対する安心感	0.23点	0.24点	—	0.40点

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
消防・防災	(1) 消防・救急体制の充実	①消防・救急力の充実・強化	31111
		②体制の広域化	31112
		③消防団の活動支援	31113
		④消防水利の充実	31114
	(2) 防災体制の充実	①防災危機管理体制の充実	31121
		②防災情報通信体制の充実	31122
	(3) 地域防災力の強化	①防災意識の向上と防災訓練の普及	31131
		②自主防災組織の充実・連携	31132
		③災害支援ボランティアとの連携強化	31133
		④事業者防災の促進と連携	31134
		⑤広域応援体制の整備	31135
	(4) 災害に強いまちづくり	①浸水対策の充実	31141
		②防災設備の整備・公共施設の耐震化	31142

施策の内容

(1) 消防・救急体制の充実

①消防・救急力の充実・強化

住民の安全を確保するため、丹羽広域事務組合消防本部と連携を取りながら、火災発生の予防及び出火や地震、洪水被害、救急業務に迅速・確実に対応するとともに、消防施設の整備や装備の充実を図ります。

②体制の広域化

増大・頻発する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図り、行財政上の様々なスケールメリットを生かした消防体制の充実・強化を図ります。

③消防団の活動支援

地域ごとの消防団の防災活動を支援するために、町内消防施設や装備の充実、教育訓練等を推進し、常備消防との連携強化に取り組むとともに、消防団の組織編成等を検討し、団員の確保に努めます。

④消防水利の充実

消防活動を行うために必要な消防水利の整備や修繕を進め、その充実に努めます。また、老朽化する防火水槽の計画的な改修を進めます。

【主要事業】

- ◆消防施設管理・運営
- ◆消防団活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
防火水槽改修数	0基	なし	20基	20基

(2) 防災体制の充実

①防災危機管理体制の充実

防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、企業、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実を図ります。

また、大規模地震発生時における職員初動マニュアルを策定し、災害危機管理研修などを定期的実施して危機管理体制の充実に努めます。

②防災情報通信体制の充実

災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、行政無線及びMCA無線*の充実を図るとともに、いち早く住民に災害情報などを配信するため、「あんしん安全ねっと」等による情報伝達システムの普及を推進します。

【主要事業】

- ◆自治体メール配信

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
あんしん安全ねっと登録件数 (防災情報登録件数)	1,837件	2,581件	2,000件	2,700件

(3) 地域防災力の強化

①防災意識の向上と防災訓練の普及

住民一人ひとりの防災意識と防災能力の向上のため、より実践的な防災訓練や避難所訓練の実施及び参加者増加を促進します。

また、各種講座や学校教育、広報等を通じて、住民の防災意識と知識の向上を図ります。

②自主防災組織の充実・連携

大規模災害の発生による被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等に組織的に対応できるような実践的な自主防災組織のあり方を検討するとともに、防災関係団体のネットワーク化に努めます。

③災害支援ボランティアとの連携強化

自主復旧・自立再建が困難な大規模災害が発生した場合には、多様できめ細かい災害ボランティアの受け入れが必要不可欠であるため、社会福祉協議会などと連携し、被災地からの支援要請をつなぐ受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくりに努めます。

また、ボランティアの受け入れとボランティアニーズを調整する災害ボランティアコーディネーターの養成に努めます。

④事業者防災の促進と連携

災害発生後の事業者の事業継続・早期再建のため、事業所の防災意識の向上や事業継続計画策定を促進し、防災対策に取り組みます。また、医療機関、福祉施設などと連携して、応援体制の整備を図ります。

⑤広域応援体制の整備

災害発生時に災害応急活動及び復旧活動を速やかに実施するため、近隣団体に加えて遠方に所在する団体との相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図ります。

また、大規模災害発生時における人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点や受援体制の確保・整備に努めます。

【主要事業】

- ◆災害対策

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
食料や水などを家庭内 備蓄している人の割合	73.2%	52.2%	75%	77%

(4) 災害に強いまちづくり

①浸水対策の充実

集中豪雨による浸水被害などを防止し、住民の安全な暮らしを確保するため、流域の土地利用の状況を踏まえた新たな浸水被害防止策が必要であることから、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者、下水道管理者及び流域内の自治体と共同で策定した「新川流域水害対策計画」により浸水被害防止を図ります。

②防災設備の整備・公共施設等の耐震化

災害発生時の被害を最小限にするため、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。

また、住宅の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害時における避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。

【主要事業】

- ◆調整池整備
- ◆調整池維持管理
- ◆河川排水路整備
- ◆河川排水路維持管理
- ◆住環境整備

関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合同規約
- 大口町消防団条例
- 新川流域水害対策計画（平成19年10月30日策定）
（平成26年10月17日一部変更）
- 大口町地域防災計画（平成26年度改定）
- 大口町耐震改修促進計画（平成21年度～令和12年度）
- 大口町国土強靱化地域計画（令和3年度～令和7年度）

施策 14 防犯

SDGsの目標



現状と課題

- ・防犯活動は「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づく自主的な地域活動であり、その活動の目的が明確であることや警察署の協力体制ができていることから、本町においても各地域で積極的に行われています。
- ・本町では、地域住民が主体となった防犯活動が活発化するように、大口町地域安全パトロール協議会を通じて防犯情報や防犯活動時の資器材の提供を行っています。
- ・比較的分かりやすく参加しやすい地域活動であることや、地域での防犯意識の高まりなどから、防犯活動団体は年々増えてきており、青色防犯パトロール活動を地域自治組織単位で始めています。
- ・このように活動が活発化している一方で、長く活動を続けている団体の中には、会員の高齢化により活動を中止する団体も出てきています。
- ・2020（令和2）年に実施した第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、施策の優先度の第4位に「犯罪にあうことのない安心感」があがっており、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、地域住民同士が互いに顔の見える信頼関係を築き、犯罪抑止機能を強化していくことが重要です。
- ・このため、引き続き住民の自発的な活動を支援し、協力する体制を整えるとともに、団体が様々な地域の状況に応じた防犯体制を築き、主体性を持って防犯活動が実施できるようにしていくことが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
防犯パトロールなど地域の取り組みとその支援の満足度	62.4%	68.2%	64%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
防 犯	(1) 地域防犯体制の強化	①地域総合防犯対策の実施	31211
		②防犯意識の向上	31212
		③地域の自主防犯活動の支援・強化	31213
	(2) 防犯対策の環境整備	①防犯環境の整備	31221
		②犯罪情報等の提供の充実	31222
		③犯罪の防止に配慮した施設づくり	31223

施策の内容

(1) 地域防犯体制の強化

①地域総合防犯対策の実施

地域の防犯対策として、住宅や交通事情、道路環境、周辺施設などの地域環境や住民による防犯活動の状況などを考慮し、地域住民や活動する団体の意見を聞き、地域自治組織単位で地域特性に応じた総合的な防犯対策を促進します。

②防犯意識の向上

地域住民の防犯意識を高めるため、犯罪発生状況などの情報を定期的に提供するとともに、地域ごとの特性に応じた防犯講座の開催や防犯活動を行い、防犯知識の習得や意識の向上を促します。

③地域の自主防犯活動の支援・強化

大口町地域安全パトロール協議会を中心として各地域の防犯団体との協力体制を強化し、町全体の防犯体制の充実を図ります。

また、地域自治組織における小学校区ごとの青色防犯パトロール活動や小学校の登下校時に実施されるあんしんパトロール団、PTAなどによる校外パトロールなど、自主的な防犯活動団体と相互に連携し、地域の防犯力の強化を図ります。

さらに、防犯研修会などによる新たな担い手の発掘や育成に努めます。

【主要事業】

- ◆地域防犯対策
- ◆防犯対策補助

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
大口町地域安全パトロール協議会加入人数	1,565人	1,631人	1,580人	1,650人

(2) 防犯対策の環境整備

①防犯環境の整備

犯罪の発生を抑止して住民を犯罪から守るため、江南警察署からの情報提供に努めるとともに、地域住民の意見や協力を得て、防犯灯や防犯カメラなどの防犯設備を充実させます。

②犯罪情報等の提供の充実

犯罪等の被害を未然に防ぐために、広報紙やホームページなどで防犯対策の必要性を啓発し、防犯意識の向上を図ります。さらにはメールサービスなどを通じて、個人や家庭に対して犯罪発生状況や不審者などの情報を提供します。

また、大口町地域安全パトロール協議会に登録する各種防犯団体向けにも地域安全パトロール情報をメールやファックスで提供し、関係者の情報共有化を図ります。

③犯罪の防止に配慮した施設づくり

道路、公園、広場等の公共の場所において、犯罪の防止に配慮した施設・設備の整備や管理を推進するとともに、民間の施設においても同様の視点から安全に配慮した施設づくりを促進します。

【主要事業】

- ◆防犯灯整備
- ◆自治体メール配信システム

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
あんしん安全ねっと登録件数 (防犯情報登録件数)	1,744件	2,388件	2,000件	2,500件

関連する計画・条例

- 大口町民安全安心条例

施策 15 交通安全

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町には国道 41 号と国道 155 号の 2 本の幹線道路が通っており、朝と夕方の通勤通学時間帯に交通量が多く、交通事故が多く発生しています。また、町道等生活道路も抜け道として交通量が多くなっていることから、2015（平成 27）年 3 月には豊田区の一部地内をゾーン 30*速度規制区域に指定しました。
- ・交通安全対策の推進にあたっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて重要です。その上で、行政、学校、家庭、企業等が役割分担しながらその連携を強化するとともに、住民が交通安全に関する各種活動に様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効です。
- ・さらに、地域の安全性を上げていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要です。
- ・超高齢社会を迎え、きめ細やかで総合的な交通安全対策の推進が一層必要とされています。また、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければなりません。
- ・特に今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、事故を未然に防止するための対策を強化することが喫緊の課題です。
- ・また、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守るための交通安全対策が一層求められます。このため、通学路における歩道整備などを積極的に推進する必要があります。
- ・自転車は、被害者となる場合と加害者となる場合があることから、それぞれの対策を講じる必要があります。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景にあり、ルールやマナーに違反する行動が見受けられることから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
交通事故年間発生件数 (人身事故)	222件	151件	210件	150件

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
交通安全	(1) 交通安全意識の高揚	①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	31311
		②交通ボランティア等の自主活動の支援	31312
	(2) 交通安全環境の整備	①交通安全施設の整備	31321
		②バリアフリー環境の向上	31322
	(3) 高齢者ドライバー対策の推進		31330

施策の内容

(1) 交通安全意識の高揚

①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

県、町、警察、学校、関係民間団体、行政区、地域自治組織、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの交通安全活動が推進されるよう支援します。

高齢者を中心に、子どもやその親といった多世代が交通安全をテーマにした世代間交流が進むよう努めるとともに、各年代に応じた交通安全教育を行います。

また、交通安全推進協議会の委員による街頭監視活動や、交通安全協力団体による啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を推進します。

②交通安全ボランティア等の自主活動の支援

通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、行政区や地域自治組織と協力して、各小学校のあんしんパトロール団等の交通安全ボランティアが充実した活動を継続して行えるよう支援します。

【主要事業】

- ◆交通安全教室
- ◆交通安全街頭監視活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
交通安全教室参加者数	920人	1,711人	960人	1,800人

(2) 交通安全環境の整備

①交通安全施設の整備

「人」の視点に立った交通安全対策を推進していくために、通学路など特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備し、きめ細やかな事故防止対策を実施します。

②バリアフリー環境の向上

歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩道等の段差解消や危険箇所の改修、路面の凹凸の改善などバリアフリー環境の向上に努めます。

(3) 高齢者ドライバー対策の推進

増加傾向にある高齢者ドライバーの事故防止を図るため、国や県の制度動向を鑑みながら、安全運転支援装置設置補助の普及啓発を行い、自動車安全対策を進めます。

【主要事業】

- ◆通学路危険箇所改善
- ◆交通安全施設整備

関連する計画・条例

- 大口町民安全安心条例
- 第8次大口町交通安全計画
- 大口町通学路交通安全プログラム

施策 16 消費生活

SDGsの目標



現状と課題

- ・消費者を取り巻く環境は、消費・サービスの多様化や超高齢・情報化社会の進展により大きく変化しています。インターネットや携帯電話の普及等により社会生活は便利で豊かになった一方で、新たな形態の詐欺行為など巧妙な手口による犯罪の発生や悪質商法の複雑・多様化など、消費生活に関する問題はますます深刻化しています。
- ・また、国内外で食品の産地や原材料の偽装などが社会問題化し、食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保していくことが求められています。
- ・国は、消費者の権利保護をさらに強化するために、消費者の安全・安心に関わる問題について幅広く所管する消費者庁及び消費者委員会を2009（平成21）年に設置しました。
- ・また、県は消費生活に関する施策について総合的・計画的に推進するため、2010（平成22）年に愛知県消費者行政推進計画を策定し、市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援に取り組んでいます。
- ・本町では、消費生活相談を月1回開催しており、急用の場合には県で対応していますが、今後は県の相談センターが整理統合される方向にあることから、町の相談体制の充実が求められています。
- ・本町では、消費生活講座の開催や消費生活情報紙の配布を通じて、啓発活動や情報提供などを行っています。
- ・消費者である住民が、安全で安心な生活を送るためには、消費者団体と連携・協力しながら、正しい情報を積極的に提供するとともに、幅広い年代を対象とした消費者教育が求められます。
- ・また、消費者トラブルに対して迅速かつ適切な対応が必要となるため、関係機関や関係部署との連携を図り、消費生活相談や消費者被害の支援体制を充実していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
詐欺や悪徳商法に注意している人の割合	80.2%	79.9%	82%	84%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
消費生活	(1) 消費者活動への支援	①消費者教育の推進	31411
		②情報の収集及び提供	31412
	(2) 消費生活相談体制の充実		31420

施策の内容

(1) 消費者活動への支援

①消費者教育の推進

住民が安心して生活を営むことができる賢い消費者になる上で必要な知識を身につけられるよう、消費生活団体と連携した消費生活講座を継続開催するとともに、子どもから高齢者まで、学校、地域、家庭、職場等の様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図ります。

②情報の収集及び提供

悪質商法などの被害や強引な商品・サービス販売のトラブルを未然に防止できるよう、消費者庁や愛知県、独立行政法人国民生活センター等関係機関と連携し、複雑・多様化する商品・サービスの取引形態や犯罪の手口など、消費生活において必要な情報を迅速かつ的確に収集し、広報紙やホームページ、消費生活情報紙などを通じて住民に提供します。

【主要事業】

- ◆消費生活推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
消費生活講座出席者数	40人	開催なし	60人	80人

(2) 消費生活相談体制の充実

多様化する消費生活に関する問題や消費者被害に対応する消費生活相談の開催を通じて、相談者が抱える問題の解決につなげていくとともに、必要に応じて関係機関に紹介するなど、迅速かつ適正な対応に努めます。

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

また、消費者ニーズに対応するため、県や近隣市町との連携を強化し、消費相談に必要な情報を把握することによって、消費生活相談の資質向上や相談体制の整備・充実に努めます。

【主要事業】

- ◆消費生活推進

関連する計画・条例

- 第三次愛知県消費者行政推進計画（令和2年～令和6年）

施策 17 道路・交通

SDGsの目標



現状と課題

- 道路は、円滑で活発な社会経済活動や住民の生活を支える重要な社会資源です。その整備には、用地買収や工事費など多くの事業費と長い期間を要することから、広域的な道路ネットワークや費用対効果を踏まえ、整備計画を見直すことも含めて検討が必要となっています。
- 町内には、歩道のない道路が数多く存在しますが、歩道を新たに設置するには道路幅員の拡張等のために多くの事業費が必要となります。事業費の削減や迅速化を図りつつ、歩行者の安全性を高めるためには、路肩部分のカラー塗装（グリーンベルト）などにより歩道設置に替わる対策が求められます。また、近年増加している自転車と歩行者間での事故の発生防止のための対策も求められています。
- 国道や県道等の主要幹線道路整備の遅れから、渋滞を避けるため集落内の通過交通量が多くなっています。そのため、集落内での交通安全を確保する対策が求められています。
- 町内には建物が立ち並び、道路幅員が4 mに満たない狭あい道路や行き止まり道路が多く存在するため、救急車や消防車の通行、災害時の避難に支障となるなどの問題を抱えています。このため、それらの解消に向けた計画的な整備及び施策の立案が必要となっています。
- 整備された道路の中には、良好な道路景観を形成するため植樹帯を設けています。近年、維持管理費が増加していることから、剪定・草刈の回数を減らしているため、適正な時期での管理が困難となってきています。そのため、交差点部分の見通しが悪くなり、交通事故の危険性が高まってきているため対応が必要となっています。
- 町内の道路や橋梁は、高度経済成長期に大量に整備してきたことや交通量の増加と車両の大型化に伴って、老朽化などによる更新が集中してきています。道路や橋梁を根幹的な社会資本として維持保全していくためには、長期的かつ予防的な観点を持った計画的な維持管理や老朽化した橋梁の修繕や架け替えが求められています。
- 本町では、2005（平成17）年8月からコミュニティバスの有償運行を開始して以来、住民の日常生活の足として毎年利用者数を伸ばしてきました。
- 2012（平成24）年8月からNPO「町民活動まかせてネット」（現：NPO法人「まちねっと大口」）と協働で「コミュニティバスサポート隊」を結成し、月1回の会議を開催し、コミュニティバスの利便性向上や乗客数を増やすための企画を立案、実施しています。また、利用促進策として、2018（平成30）年より、1日無料DAYを年1回開催しています。
- コミュニティバス事業は、公共交通機関がなかった本町に「暮らしの足」を確保する

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

ため、利用者のニーズに応じたルート、バス停、ダイヤ改正等により、今日の運行基盤が整っています。また、運行負担金削減策としては、企業等との支援協定による運行支援金やバス車体等の広告収入が貴重な財源となっています。バス車両の更新を迎えており、次世代バス導入計画（長期運行計画）に基づき、財源を確保する必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
段差解消や道幅の確保 など歩道の歩きやすさ・ 安全性の満足度	47.0%	51.8%	48%	53%
コミュニティバス利用 者数	121,518人	118,143人	130,000人	130,000人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
道路・交通	(1)円滑に移動できる幹 線道路の整備	①国道（都市間幹線道路）の早期整備の 促進	32111
		②幹線道路の計画的な整備	32112
		③都市計画道路の見直し検討	32113
	(2)安全・快適な道路環境 の確保	①歩行者・自転車の安全確保	32121
		②交通安全施設の整備	32122
		③狭あい道路や行き止まり道路の解消	32123
		④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路 美化活動の促進	32124
	(3)道路・橋梁の計画的な 維持管理	①計画的な維持管理の推進	32131
		②危険箇所の早期発見と計画的修繕	32132
	(4)人にやさしい移動環 境の整備	①コミュニティバスの利便性の向上	32141
		②快適に移動できる交通環境の整備	32142

施策の内容

(1) 円滑に移動できる幹線道路の整備

①国道（都市間幹線道路）の早期整備の促進

都市間を結ぶ幹線道路である国道41号の慢性的な渋滞解消を図るため、6車線化に向けた拡幅工事の早期実現の要請に努めます。あわせて、取り付けの町道整備を進めます。

また、国道155号（（都）北尾張中央道）についても、4車線化に向けた拡幅工事の早期着工・早期実現を国等の関係機関に対して引き続き要請します。

②幹線道路の計画的な整備

近隣市町へのアクセスや町内の道路交通の円滑化を図るため、また、集落内等における通過交通の排除を図るため、「大口町都市計画マスタープラン」に沿って、本町の都市骨格を形成する都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。

③都市計画道路の見直し検討

都市計画決定後、長年整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、整備の必要性について再検討し、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。

【主要事業】

- ◆国道41号6車線化
- ◆国道155号4車線化
- ◆一般県道小口岩倉線整備

(2) 安全・快適な道路環境の確保

①歩行者・自転車の安全確保

歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。一方、歩道設置が困難な通学路に整備したカラー塗装（グリーンベルト）の計画的な再塗装と必要に応じた新規整備、集落内・住宅地内におけるゾーン30*の指定を進めるなど、安全・安心な歩行者環境の整備に努めます。

自転車と歩行者間での事故防止のため、柏森駅周辺道路など自転車・歩行者の分離が必要な路線に対し、自転車通行帯の整備を検討します。また、安全で快適な自転車利用環境を創出するため、自転車ネットワーク計画の策定について検討します。

②交通安全施設の整備

安全・安心な交通環境を確保し、交通事故の未然防止を図るため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。

③狭あい道路や行き止まり道路の解消

集落内の狭あい道路や行き止まり道路を解消し、緊急車両が進入でき、防災能力のある生活空間を形成していくため、「大口町道路網整備計画」に沿って、地元住民の理解と協力により道路の拡幅工事などを行います。

④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路美化活動の促進

快適な道路景観を形成するため、街路樹等による道路緑化の推進と街路樹等の定期的な剪定作業等による道路の適切な維持管理に努めます。

また、道路のアダプトプログラムや地元住民団体などとの管理委託契約を進めることにより、地域ぐるみの道路及びその周辺の美化活動を促進します。

【主要事業】

- ◆歩道整備
- ◆交通安全施設設置

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
通学路における歩道の整備率	41.3%	60%	45%	65%

(3) 道路・橋梁の計画的な維持管理

①計画的な維持管理の推進

限られた財源の中で、道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、主要道路や橋梁の点検を行い、効果・効率を重視した長期的な観点から、主要道路の舗装修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画に沿った、道路・橋梁の計画的な維持管理を推進します。

②危険箇所の早期発見と計画的修繕

道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、定期的な道路パトロールの実施や区長等を通じた地域住民からの情報提供などにより、危険箇所の早期発見と計画的修繕に努めます。

【主要事業】

- ◆主要町道舗装修繕
- ◆橋梁長寿命化修繕

(4) 人にやさしい移動環境の整備

①コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティバスの利用促進を図るため、町内企業や住民ボランティア等との連携を通じて、利用者ニーズに応じたルート・運行ダイヤの見直しやバス停増設、表示方法の見直しなどを行い、利用者の利便性の向上を図ります。

②快適に移動できる交通環境の整備

高齢者や障がい者などが安全・快適に利用できる交通環境を整備するため、道路改良事業や歩道拡幅工事事業にあわせて歩道部の段差解消やバリアフリー化の導入を進めます。また、住民が過度に自動車交通に依存することなく、徒歩や自転車でも快適に移動できるような交通環境を目指します。

【主要事業】

- ◆コミュニティバス運行
- ◆歩道整備

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- 大口町道路網整備計画
- 大口町地域交通推進会議設置条例

施策 18 市街地の形成

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町の市街化区域において、農地等自然的土地利用を除く住宅用地等都市的土地利用の用地割合は92%を超えるに至っていますが、うち低・未利用地が約5ha存在している状況です。また、市街化調整区域では、工場跡地の宅地分譲や、近年、立地条件の良さから幹線道路沿いにおいて、大規模な開発計画が年々進んでいます。
- ・このため、適正な土地利用が図られるよう、地区計画等の導入を検討し、秩序ある都市基盤整備と土地利用の誘導を図る必要があります。また、市街化調整区域においては、一部約21haを工業系として市街化区域への編入をしましたが、今後更なる市街化区域への編入などを含めて検討し、良好な都市環境の維持・向上を図る必要があります。
- ・住宅が密集した市街地内には狭あい道路が多く存在しています。こうした狭あい道路については、その解消を図るため、住宅の建替えなどに合わせ、道路用地の確保に取り組んできましたが、最近10年間で幅員3.5m未満道路が約5.3km改良されただけに留まっています。このため、日常生活面や防災的な観点からさらなる対策が必要になっています。
- ・本町は、昭和50年代から土地をめぐる行政活動・経済活動すべての基礎データとなる地籍調査を進めてきました。その実施率については、愛知県内でもかなり高水準にあり、ほぼ完了を迎えつつあります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
市街化区域内の低・未利用地面積割合	2.2% (平成25年度)	1.8% (平成30年度)	1.7%	1.5%
地籍調査の進捗率	97.7%	99%	99%	99%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
市街地の形成	(1) 既成住宅市街地の魅力の維持・向上	①住宅市街地の居住環境の向上	32211
		②狭あい道路や行き止まり道路の解消【「道路・交通」の再掲】	32212
		③地籍調査の実施とデータの有効活用	32213
	(2) 計画的な市街地整備・誘導	①低・未利用地の有効活用	32221
		②適正な住宅系・工業系の形成・誘導	32222

施策の内容

(1) 既成住宅市街地の魅力の維持・向上

①住宅市街地の居住環境の向上

快適に暮らし続けることができる魅力ある居住環境を維持・向上していくために、現在の中低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。

また、人口減少時代に対応した住宅地の持続的な維持・発展を目指し、官民連携による若い世代の移住・定住の促進方策や地区住民が主体になって安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを進めていく方策について検討し、その実施に努めます。

②狭あい道路や行き止まり道路の解消

【(3-2-1)「道路・交通」(2)③】の再掲

③地籍調査の実施とデータの有効活用

土地の最も基本的な情報である地籍を明らかにし、土地に関わる行政活動や経済活動、計画的な土地利用が円滑に行えるようにする目的で実施してきた地籍調査については、ほぼ完了を迎えつつあることから、電子化した地籍調査データの適正管理と有効活用に努めます。

【主要事業】

- ◆都市計画推進
- ◆地籍調査推進

(2) 計画的な市街地整備・誘導

①低・未利用地の有効活用

市街化区域内で一団のまとまった低・未利用地が残されている地区については、その後の良好な住宅市街地の形成を目指しつつ、地区計画等により市街化を促進します。

②適正な住宅系・工業系の形成・誘導

住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち、土地所有者の合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしく地域経済の活性化に資する企業用地の確保を図る観点から、地区計画等による計画的な市街化区域拡大を検討します。

また、近年、市街化調整区域内の工場跡地の宅地分譲が行われたケースがみられたことから、工業系の土地利用を持続的に担保する観点から都市計画法第34条第12号区域指定*や地区計画等の適用による土地利用の規制・誘導を優良農地の保全と集落の生活環境の維持に配慮しながら進めます。

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- 市街化調整区域内地区計画ガイドライン（愛知県）
- 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（愛知県）

施策 19 住宅

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町では、1981（昭和56）年の建築基準法の改正以前に建てられた木造住宅を対象に無料耐震診断を行ってきました。また、耐震診断の結果に応じて耐震改修費補助を実施してきました。
- ・しかしながら、本町の住宅の耐震化率は約8割に留まっており、南海トラフ地震等が懸念される中、人的被害の軽減を図る上でも住宅の耐震化は大きな課題になっています。
- ・また、地球温暖化を始めとした地球環境問題が顕在化する中、長期にわたって良好な状態で住み続けることができ、地球環境にも優しい住宅の普及が期待されています。
- ・町内には、住宅に困窮する低所得者に低家賃で住宅を供給する目的で整備した町営住宅が54戸ありますが、中には、築後45年以上経過した建物もあり、老朽化が進んでいます。
- ・その一方で、高齢単身世帯や障がいのある人が増加することが予想される中、セーフティネットの観点から町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅の必要性が高まっています。また、少子化傾向にある中、本町の持続的な発展のためには、子育て世代が本町内に定住していくための安価で良好な住宅を確保していく必要があります。その一つの方法として町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅等の必要性が高まっています。
- ・しかしながら、人口減少時代を控え、将来的には、本町でも民間住宅の空き家（集合住宅）が増加することが予想されます。このような状況にある中、老朽化している町営住宅を建替えたりするのではなく、民間住宅ストックの有効活用による公的賃貸住宅等の供給を視野に入れつつ、計画的な町営住宅の改修、廃止・集約化について検討しつつ、計画的に長寿命化図っていく必要があります。
- ・また、全国的に空き家が増加している中、本町においても2015（平成27）年度から空き家調査を行い、2018（平成30）年度には大口町空き家等対策計画を策定し、令和元（2019）年度には、空き家バンクの運用を開始するとともに、空き家活用改修費補助金及び危険空き家除却費補助金等の制度を創設し、空き家活用及び除却の一層の促進に向けた事業制度を整備しました。
- ・さらに、若い世代の定住促進を図るための優良な住宅の供給支援を図るため、令和元（2019）年度には、プロモーション事業の一環として、若い世代及び子育て世代をターゲットとした移住・定住補助金制度を創設するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構との協定締結を行いました。これら補助制度及び融資支援策により、町内の親世帯との同居又は近居のための移住や町内事業所在勤者の定住につなげていくことが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
住宅の耐震化率	77%	87% (平成28年度)	95%	95%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
住宅	(1) 住まいの安全・安心の確保	① 町営住宅の適正管理	32311
		② 民間住宅の耐震化の促進	32312
		③ 民間住宅のバリアフリー改修の促進	32313
		④ 民間住宅の空き家対策の整備	32314
	(2) 優良な住宅の供給支援	① エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援	32321
		② 子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討	32322
		③ 高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援	32323
		④ 適正な画地規模の住宅の供給促進	32324

施策の内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

① 町営住宅の適正管理

2020（令和2）年3月に策定した「大口町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐震性を確認した。計画的かつ適切な改修・修繕を進めることにより、町営住宅の長寿命化と入居者が安心して暮らせる居住環境の確保に努めます。

② 民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を図るため、引き続き木造住宅の無料耐震診断や耐震改修補助制度の利用促進を図ります。

また、耐震シェルターの補助制度など、比較的安価な費用負担で町民の命や財産を守ることができる方法を検討するとともに、その普及・啓発に努めます。

さらに、2019（令和元）年度から開始された除却費補助制度の周知と活用促進を通じて、古家の除却及び新築による耐震化を促進します。

③民間住宅のバリアフリー改修の促進

長期優良住宅の普及・啓発や高齢者や身体に障がいのある人が自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改修支援制度の周知に努めるなど、住宅のバリアフリー化を促進します。

④民間住宅の空き家対策の整備

将来的な民間住宅の空き家増加が、防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう対策を図る必要があるため、2019（令和元）年度より運用を開始した空き家バンク利用を促進するなど、空き家対策の推進に努めます。

【主要事業】

- ◆住環境整備（無料耐震診断・耐震改修費補助）
- ◆町営住宅管理
- ◆住宅改修助成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
木造住宅耐震診断補助 累計件数	4 1 2 件	5 4 7 件	4 6 2 件	5 7 7 件
木造住宅耐震改修補助 累計件数	2 9 件	4 7 件	3 9 件	5 9 件

(2) 優良な住宅の供給支援

①エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援

環境に配慮した住宅の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムなどの利用を促進するとともに、長期優良住宅*など、省エネルギー・省資源型の次世代エネルギーを活用した環境や人にやさしい住まいに関する情報提供や普及啓発に努めます。

②子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討

持続的発展ができる人口バランスのあるまちを目指し、子育て世代を対象とした子育て世帯向けの優良な賃貸住宅や分譲住宅の供給促進、子育て世代に着目した移住・定住促進や住み替え促進につながるような施策や事業を検討し、その推進に努めます。

③高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援

超高齢社会に対応した住宅を供給することが求められていることから、民間ストックを活用した賃貸、借上げなど、新たな公的賃貸住宅のあり方について検討します。

また、県営大口住宅についても、高齢者や障がい者等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。

④適正な画地規模の住宅の供給促進

適正な住宅環境の整備を促進するよう、一定の基準のもと小規模な開発などに対し、適切な指導・助言に努めます。

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆雨水利用補助制度
- ◆開発・建築

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
長期優良住宅認定件数	52件	83件	60件	85件

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- 大口町耐震改修促進計画（平成21年度～令和12年度）
- 大口町町営住宅等長寿命化計画（令和2年度～令和6年度）

施策 20 上・下水道

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町の上水道事業は、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合水道部で実施しており、2013（平成25）年3月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」が掲げる“安全”、“強靱”、“持続”の観点を踏まえ、2018（平成30年）年3月に改訂した「丹羽広域事務組合地域水道ビジョン（2019－2028）」をに基づき、水質の管理や、施設と管路の耐震化、老朽化施設の更新及び水圧改善等の配水管布設替え並びに漏水対策を主体に改良事業を始めとした水道事業を実施しています。
- ・下水道については、下水道事業普及率の向上を目指して公共下水道の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大を進めています。
- ・現在、五条川左岸処理区については、事業認可区域 326ha の内 286.9ha の整備が完了し、整備率は 88.0% となっており、一方、五条川右岸処理区については、事業認可区域 339ha の内 305.9ha の整備が完了し、整備率は 90.2% で、全体の整備率は 89.1% となっています。また、既に整備された下水道施設の点検、清掃及び補修を計画的に実施し適正な維持管理に努めています。
- ・下水道施設を適正に維持管理していくためには、財源の確保が必要です。国、県等の補助金を有効に活用するとともに、下水道事業経営の安定を図るため、地方公営企業法の適用が必要です。
- ・農業集落家庭排水事業については、供用開始から 30 年ほど経過し、施設の劣化が進行していたことから、2020（令和2）年3月に五条川右岸流域下水道への接続を完了しました。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
下水道整備率	87.1%	89.1%	93%	100%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
上・下水道	(1) 安定的な上水の提供	①上水道施設の計画的な整備・更新	32411
		②上水道の災害対策の推進	32412
		③上水道事業の健全化	32413
	(2) 公共下水道事業の健全な経営	①公共下水道への接続促進	32421
		②下水道経営の健全化	32422
	(3) 公共下水道事業の整備推進	①下水道施設の計画的な整備	32431
		②下水道施設の計画的な補修・更新	32432
	(4) 合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発		32440
	(5) 生活排水対策の強化		32450

施策の内容

(1) 安定的な上水の提供

①上水道施設の計画的な整備・更新

安全な水の安定的な供給を持続するため、丹羽広域事務組合の水道事業を通じて、計画的に老朽化施設の更新とバイパス管路などの管路整備、濁り水対策を実施するとともに、自己水源施設の巡回監視を強化し、水源施設の保全に努めます。

また、有収率の向上を目指して漏水調査を実施するとともに、老朽管の更新や漏水多発箇所への配水管布設替工事を計画的に推進します。

②上水道の災害対策の推進

配水施設、基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時に活動拠点となる施設への供給配水管路の耐震化を優先的に進めます。

また、発災時に迅速に復旧できるよう資材の備蓄を進め、県営水道など外部機関からの応援給水用施設の操作手順等の演習を定期的に行います。

③上水道事業の健全化

収益性の確保及び効率的な組織機構の構築を図り、利用者に対する負担の公平性の視点に立った施設整備や更新計画、財政計画の指針である「水道ビジョン及び経営戦略」に基づき、適切な事業運営に努めます。

(2) 公共下水道事業の健全な経営

①公共下水道への接続促進

公共用水域の水質保全といった公共下水道事業の効果を高めるため、広報紙・ホームページ等による公共下水道への接続についての啓発や戸別訪問等により接続を促進します。

また、水洗便所改造資金の融資あっせん制度（利子補給制度）や排水設備指定工事店の紹介に努め、公共下水道供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。

②下水道経営の健全化

事業の持続的な安定経営を図るため、汚水処理の維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の高水準維持に努めます。

また、経営の健全化・安定化を図るため、下水道施設の劣化に伴う補修・更新工事を見据えた適正な下水道使用料の設定と地方公営企業法に基づく公営企業会計方式の導入を図ります。

【主要事業】

- ◆水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
水洗化率	75.9%	83.9%	84%	85%

(3) 公共下水道事業の整備推進

①下水道施設の計画的な整備

下水道普及率の向上を目指して、公共下水道計画区域内における計画的な管渠整備を進め、下水道整備区域の拡大を図ります。

②下水道施設の計画的な補修・更新

下水道施設の機能維持を図るため、下水道管の点検や清掃といった施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の劣化に伴って必要となる補修・更新工事を計画的に進めます。

【主要事業】

- ◆五条川左岸公共下水道
- ◆五条川右岸公共下水道

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
不明水率（五条川左岸）	63.1%	69.8%	60.0%	40%

（4）合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発

公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業の計画区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を啓発します。

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
農業集落家庭排水五条川右岸流域下水道接続	—	完了	完了	完了

（5）生活排水対策の強化

食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、広報紙やホームページなどを通じて、下水道利用者に生活雑排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。

【主要事業】

- ◆下水道啓発

関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合地域水道ビジョン（令和元年度～令和10年度）
- 第4次・第5次水道整備実施計画（令和3年度～令和22年度）
- 全県域汚水適正処理構想（平成23年8月策定）
- 大口町下水道条例
- 尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例

第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

施策 21 生涯学習

SDGsの目標



現状と課題

- ・ICT化、グローバル化の進展など急激に社会情勢が変化する一方で、社会の成熟化に伴って幅広い年代において学ぶことへの意欲が高まっています。こうした状況の中、学校教育のみならず、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる生涯学習社会の構築が求められています。
- ・本町においても、2003（平成15）年度に生涯学習基本構想（現行計画は、平成26年度改訂版）を策定して以降は、生涯学習関連団体が増加してきており、各団体が文化祭や公共施設を利用した講座、イベントを開催しています。また、文化・芸術・教養講座・イベント等の学習情報は、主に広報紙、広報無線、ホームページを通じて住民に提供しています。
- ・近年では、各行政区や地域自治組織、子ども会、NPO、文化・芸術活動団体などの住民活動が活発になり、イベントや学習機会の提供を独自で企画運営できるようになり、生涯学習社会の実現に向かって前進しています。
- ・2014（平成26）年度に実施したアンケート調査では、文化・芸術を含む生涯学習に参加した人の割合が3割程度と少ない割合にとどまっています。また、団体の活動が活発化したことにより、事業内容や対象者、実施時期が重複して参加者の減少を招くといった問題も生じています。
- ・今後は、相互の情報交換や調整など連携強化を図りつつ、より多くの学習機会を住民にわかりやすく提供していく必要があります。また、ICT機器を有効活用した情報発信も積極的に推進し、さらにわかりやすく提供していく必要があります。そして、生涯学習を行っていない人に対しても活動を促すような新たなアプローチを検討するとともに、文化・芸術活動を含めた生涯学習支援機能を持った場所を確保する必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
生涯学習講座のメニューの数の満足度	59.5%	63.3%	63%	65%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
生涯学習	(1) 生涯学習の充実	① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実	41111
		② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実	41112
		③ 生涯学習を通じた生きがいづくり	41113
		④ 学校支援本部の充実	41114
	(2) 生涯学習推進体制の充実	① 生涯学習支援機能の充実	41121
		② 生涯学習の地域リーダーの育成	41122
	(3) 文化・芸術活動の支援	① 住民の文化・芸術活動への支援	41131
		② 文化・芸術活動の発表機会の充実	41132
		③ 文化協会への活動支援	41133

施策の内容

(1) 生涯学習の充実

① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実

生涯を通じて自ら学ぼうとする意欲を持ち、自主的に学習するため、乳幼児教育や学校教育において生涯学習の基礎を育む環境を整備するとともに、家庭や地域の教育力の向上と、世代や分野を超えた団体相互の多様な交流を促進します。

② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実

より多くの住民が新たに生涯学習を始め、そして楽しく充実感を感じながら継続できるよう、アンケート調査などを通じて住民の生涯学習ニーズの把握に努め、講座内容の充実や開催方法の見直しなどを検討します。

③生涯学習を通じた生きがいづくり

より多くの住民が、生涯学習活動を行うことにより、その成果を活かし、地域の仲間や居場所を得て生きがいを得られるようにするため、生涯学習関連団体への情報発信の支援や自主的な地域活動・サークル活動を支援します。

④学校支援本部の充実

暮らしに身近な学校が生涯学習の拠点となるよう、地域社会の協力によって大人と子どもが関わり合える場を創出し、継続的な学校支援ボランティア活動を中心とした住民の生きがいづくりや地域の教育力向上を進めます。

また、学校支援本部のメンバーの高齢化が進む中、こうした学校支援活動を持続的なものにしていくため、新たなメンバーの参加促進を支援します。

【主要事業】

- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習講座
- ◆学校支援本部活動

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
学校支援地域本部事業 ボランティア登録数	97人	79人	100人	100人

(2) 生涯学習推進体制の充実

①生涯学習支援機能の充実

住民一人ひとりが生涯学習に取り組む機会が得られるよう、学習機会の提供、情報の収集・発信、人財の育成などを支援するとともに、生涯学習コーディネーターの育成や、NPOと地域との連携強化を図ることなどを目的とした生涯学習支援機能を持った場所として、中央公民館の共用スペースを有効活用するよう努めます。

②生涯学習の地域リーダーの育成

地域における生涯学習を推進するため、継続的に生涯学習活動に取り組んできた人財など、地域の優れた人財を発掘しその活動を支援するとともに、地域のリーダーとして、その技術や知識を活かしていけるような環境づくりや人財育成に努めます。

また、これまで培ってきた知識や技能等を講師として社会還元していくための講師登録制度の登録者の拡大と登録情報の更新を進めるとともに、この制度をPRするなど利活用を促進します。

【主要事業】

- ◆生涯学習
- ◆生涯学習活動推進

(3) 文化・芸術活動の支援

①住民の文化・芸術活動への支援

住民の文化・芸術活動を活性化するため、文化・芸術に関する住民ニーズを把握するためのアンケート調査や他市町の動向調査を行いつつ、優れた芸術・文化を鑑賞できる機会を充実します。

また、多様なスタイルでの学習機会の提供を図り、住民の自主的な文化・芸術活動と自主グループづくりを促すとともに、文化・芸術活動をする団体に対して文化協会やNPOとしての登録を呼びかけることによって、登録団体数の増加を図るとともに、活動支援に関する情報提供を行い、活動の充実を支援します。

②文化・芸術活動の発表機会の充実

町内での文化・芸術活動の掘り起しを図るために、行政とNPOが協働委託事業として音楽イベントなどの各種事業を開催し、より多くの住民が主体となって企画から運営に携わりながら発表する機会の充実を進めていきます。

③文化協会への活動支援

文化協会が、今後もより多くの住民の文化・芸術活動のけん引役として、団体相互の連絡・調整や会員相互の教養の向上、文化活動の充実と発展を図れるようにするため、世代間交流を通じて若年層の新規加入促進や活動・発表の場の提供、情報発信などを行い、組織の活性化や自立した運営につながるよう支援します。

【主要事業】

- ◆文化協会支援

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
文化協会会員数	510人	422人	520人	530人

【主要事業】

- ◆生涯学習講座
- ◆生涯学習活動推進

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）

施策 22 文化遺産の保護・継承

SDGsの目標



現状と課題

- ・先人たちの様々な営みや暮らしを通じて生み出され、私達の身近な暮らしとともに継承・発展されてきた文化遺産は、本町の歴史を語り住民の郷土愛を育むための大切なよりどころとして、将来の世代へと伝承していくべき貴重な地域の宝です。
- ・本町の文化遺産は、有形無形を問わず調査・研究を進め、特に重要なものは指定文化財として保護・保存に努めてきました。今後も指定文化財に限らず、郷土に残る文化遺産の調査・記録に努め、積極的な保護・活用を継続する必要があります。
- ・地域のつながりが希薄化する中、より多くの住民が郷土の歴史を知り、我が町に対する郷土愛と誇りを高めることは、まちづくりの担い手としての意識を醸成し、この町をさらに活性化するために重要な意味を持っています。
- ・地域に残る伝統芸能は、各地区の祭礼等で行われているほか、金助桜まつりや小口城址公園を会場に年1回開催されている伝統芸能発表会を通じて、その保存の必要性等の啓発に努めています。しかし、近年はどの地区も深刻な後継者不足に悩まされており、今後の継承が懸念されています。
- ・歴史民俗資料館の常設展示室は、開館から20数年が経過し、多様化・高度化する住民ニーズに応え、魅力的かつ効果的な展示にするために、「体験・滞在型」の施設機能にリニューアルしていくことが求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
入館者数	15,167人	9,528人	15,500人	20,000人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
文化遺産の保護・継承	(1) 文化遺産の保護・継承	①文化遺産の調査・保護の推進	41211
		②文化遺産を活用した学習機会の提供	41212
		③伝統芸能の振興と次世代への継承	41213
	(2) 歴史民俗資料館の運営	①展示内容の充実	41221
		②小中学校との連携	41222
		③所蔵資料の整理及び活用	41223
	(3) 図書館と連携したひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり	41230	

施策の内容

(1) 文化遺産の保護・継承

①文化遺産の調査・保護の推進

専門家や地域住民の協力を得ながら、過去から現在に至るまでの幅広い分野の文化遺産を適切に保護・継承するとともに、新規の指定文化財を発見するための調査・研究に努めます。

②文化遺産を活用した学習機会の提供

住民が郷土の歴史や文化を知ることによって知的欲求を満ち、郷土愛を深められるように、出前講座や史跡での現地解説を実施するなど、文化遺産を活用した学習機会を積極的に提供します。

③伝統芸能の振興と次世代への継承

地域住民が主体となって、伝統芸能を始めとする地域の文化の振興に努め、次世代に継承していけるようにするため、住民団体や企業、小中学校と連携して、各地域に残る伝統芸能等の保護・啓発を行うとともに、発表の場や次世代との交流の場を提供します。

【主要事業】

- ◆文化財保護
- ◆文化財マップの作成
- ◆学校や老人クラブへの出前講座
- ◆郷土を愛する心を育てる活動
- ◆伝統芸能発表会
- ◆お祭りたいけん広場

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
出前講座・授業開催数	20件	44件	25件	50件

(2) 歴史民俗資料館の運営

① 展示内容の充実

歴史民俗資料館の常設展示室は、文化財収蔵庫と併せて展示品の見直しを行い、「見学主体」から「体験・滞在型」にリニューアルして、新たな利用者を開拓し、入館者数の増加を図ります。

また、企画展示室で年4回開催される企画展は、春の「端午の節句」や冬の「ひなまつり」、夏は子ども向け、秋は郷土ゆかりの内容の企画展を引き続き進め、常に住民の知的好奇心を刺激する企画展の開催とその積極的なPRに努めます。

② 小中学校との連携

子どもたちの郷土愛を育み、本町に住む誇りを高めるため、小中学校との連携を強化し、歴史民俗資料館や文化財収蔵庫の見学、グループ学習を受け入れるとともに、出前講座や所蔵資料の貸出しを行うなど、新学習指導要領に即した効果的な郷土学習を推進します。

③ 所蔵資料の整理及び活用

郷土に残る資料の収集を積極的に行うとともに、文化財収蔵庫の見学会の実施や所蔵資料の貸出し、出前講座や回想法への利用など、積極的に所蔵資料を活用し、住民が親しめる機会を提供します。

【主要事業】

- ◆ 歴史民俗資料館運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
所蔵資料点数	10,387点	12,898点	11,300点	15,000点

(3) 図書館と連携したひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり

郷土資料の収集や情報発信など、図書館との連携を強化することで、両者の集客力向上につなげます。

【主要事業】

- ◆ 人が集まる空間づくり事業プロジェクト

関連する計画・条例

■ 大口町文化財保護条例

施策 23 図書館サービスの充実

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町の図書館は、長きにわたり着実に数多くの資料を収集、整理、保存、提供することで、また、所蔵のない資料は、他の図書館から借りて貸し出すことで、住民の知的欲求を満たし、生涯学習を支える最も身近な公共施設として、その役割を果たしてきました。
- ・近年の図書館は、「貸出し中心」から「滞在型」に移行する傾向にあります。しかし本館は独立した施設ではなく、中央公民館の限られたスペースに整備されているため、多様化・高度化する住民ニーズに応えることが難しい状況です。このため新図書館建設を含めて施設のあり方を抜本的に検討する必要があります。
- ・現在、住民の読書活動を促進するために、月1回のおはなし会に加え、毎月、児童センター等へ出かけて読み聞かせを実施し、乳幼児の読書活動の推進などに努めています。今後も、図書館運営を支えるボランティアの発掘や育成、読書通帳の導入など、新たな取り組みが求められます。
- ・限られた財源の中で、図書館資料を充実して図書館サービスの向上を図るために、今後は雑誌等のスポンサー制度の導入といった新たな仕組みについても検討が求められます。
- ・多様化・高度化する住民ニーズを把握するためには、利用者との情報交換や学校司書、子育て支援団体とのネットワークの形成が必要です。
- ・郷土資料は、その保存を主たる目的として収集していますが、町を知り、愛着と誇りを持ち、そして新たな町の魅力の創造につなげるため、図書館には過去から現在まで幅広い郷土資料を積極的に収集して、提供することが求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
図書館の満足度	48.9%	56.4%	55%	80%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
図書館サービスの充実	(1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供	① 図書館資料の充実	41311
		② 利用者との情報交換	41312
		③ レファレンス機能の強化	41313
		④ 企画展示の強化	41314
	(2) 子どもの読書活動の推進	① 乳幼児の読書活動の推進	41321
		② 児童生徒の読書活動の推進	41322
	(3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実	① 読み聞かせ等のボランティア育成	41331
		② 雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入	41332
		③ 学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成	41333
	(4) 人が集う図書館づくり-ひと・モノ・情報・文化の拠点-		41340

施策の内容

(1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供

① 図書館資料の充実

施設の容量に限界があるため、今後の施設のあり方を検討しながら、蔵書全体の中で児童書の比率が高いという本館の特徴を生かしつつ、さらに幅広い年齢層のニーズに応えられる資料の収集に努めます。

② 利用者との情報交換

常設の投書箱を設置して、運営に関する意見や企画のアイデア、お勧めの本の紹介などを把握・収集するとともに、それらを掲示板で紹介したり企画展示に反映したりしながら、利用者の声を生かした運営に努めます。

③ レファレンス*機能の強化

図書館利用者の学習・研究・調査等に必要な情報や資料を的確に提供し、その活動を支援するために、職員のレファレンス能力の向上に努めるとともに、データベースを積極的に活用し、レファレンス機能の強化に努めます。

④企画展示の強化

時事・季節の本の特集コーナーを活用して、毎回さまざまなテーマを取りあげて幅広く図書の紹介を行い、利用者の新しい図書との出会いを積極的に支援します。

【主要事業】

- ◆図書館運営
- ◆企画展示

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
蔵書点数	84,384点	96,944点	90,000点	105,500点
貸出点数/人口	9.7点	9.1点	11点	12点

※「貸出し点数/人口」は、本町の図書館の1年間の総貸出点数を本町の人口で割った数値で、町民1人が1年間に読む本の平均ではありません。

(2) 子どもの読書活動の推進

①乳幼児の読書活動の推進

児童センター等への出張読み聞かせ会や社会福祉協議会と連携したブックスタート事業を継続するとともに、おはなし会のポスターを公共施設や駅に掲示したり、保育園等へチラシを配布したりするなど効果的なPR活動を通じて参加者の拡大に努め、乳幼児の読書活動を推進します。

②児童生徒の読書活動の推進

子ども1日司書さん体験講座や中学生の職場体験を通じて、司書の仕事を経験することにより、図書館に対する好奇心を高めるとともに、学校図書館への団体貸出しを実施し、児童生徒の読書活動を推進します。

【主要事業】

- ◆おはなし会・上映会
- ◆出張読み聞かせ会
- ◆子ども1日司書さん体験講座
- ◆ブックスタート
- ◆読書通帳

第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
おはなし会・上映会参加者数	210人	374人	300人	500人
児童図書点数	32,390点	36,195点	34,500点	41,500点

(3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実

①読み聞かせ等のボランティア育成

定期的に幅広い年齢層を対象とした読み聞かせ等の講習会を開催し、本に親しむことの重要性を学んだり、必要な技術の習得につなげるとともに、発表や活動の場を提供することで、ボランティアの育成につなげます。

②雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入

新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るため、雑誌や貸出し用袋、館内で使用するかごを広告媒体として利用する町内外の企業・団体を募るなど、スポンサー制度を導入します。

③学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成

学校司書との情報交換により児童生徒の興味や関心にあったヤングアダルト本等の充実を図るとともに、子育て支援団体と協力して多彩なおはなし会を開催するなど、関連する組織・団体とのネットワークを通じて質の高い図書館サービスの提供をめざします。

【主要事業】

- ◆読み聞かせ講習会

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
ボランティア登録者数	2人	0人	12人	20人
スポンサー登録数	0団体	16団体	10団体	20団体

(4) 人が集う図書館づくり-ひと・モノ・情報・文化の拠点-

①ひと・モノ・情報・文化の交流拠点

現在の図書館サービスの強みを生かし、時代に合った形で利用者が有効活用できるよう新しい情報を中心に収集し提供します。

また、図書館への住民ニーズの多様化・高度化に応えるため、将来的には様々な世代の人や多くの情報が集まるまちの交流拠点としての役割を担い、その中心となることができるよう、情報の収集と調査研究を重ねます。

②幅広い郷土資料の収集と発信

古いものから新しいものまで、積極的に幅広い分野の郷土資料の収集に努めるとともに、町内企業の専用書架の設置や求人情報の掲示など、地域の新たな特色や魅力を情報発信します。

【主要事業】

- ◆ 人が集まる空間づくり事業プロジェクト

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
入館者数	104,212人	97,839人	120,000人	200,000人
郷土資料点数	2,580点	3,152点	2,700点	3,000点

関連する計画・条例

- 大口町立図書館の設置及び管理に関する条例

施策 24 スポーツ

SDGsの目標



現状と課題

- ・日頃からスポーツを通じて、年齢、性別を問わず心身の健康や活力をつけることが、健康増進や生活習慣病の予防にもつながります。そのため、軽スポーツや生涯スポーツなどによる体を動かすきっかけとなる機会の提供や継続できる取り組みが必要です。
- ・本町には「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」日頃からスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指す総合型地域スポーツクラブがあり、幅広い世代を対象にしたスポーツや健康に関する協働事業を積極的に進めています。
- ・スポーツ推進委員や体育協会及び加盟団体、スポーツ少年団各単位団、個人のグループ、その他NPOなど、様々な団体が多方面で活動しています。これらのスポーツ団体が、互いの利点を理解し連携と協力を深め、一体的にスポーツの普及と振興を図ることが求められます。また、こうした住民主体のスポーツ活動の支援並びに指導者やリーダーの育成が必要です。さらに、30～50歳代といった働き盛りで運動習慣が身につけていない町民が多いことから、こうした世代をターゲットとしたスポーツの普及が求められています。
- ・スポーツ施設や学校体育施設開放は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの個人・団体に積極的に利用されています。今後、利用者が快適に施設を利用できるように、利用者の立場に立って使いやすい運営に努めるとともに、長期的な展望を踏まえ、施設・設備の定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進めることが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度	58.6%	64.6%	60%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
スポーツ	(1) スポーツの普及と振興	①生涯スポーツの普及	41411
		②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実	41412
	(2) 指導者・団体の育成と充実	①スポーツ指導者の養成・確保	41421
		②スポーツ団体の育成	41422
	(3) 既存施設の充実と有効活用	①スポーツ施設の機能充実	41431
		②学校体育施設の有効活用	41432

施策の内容

(1) スポーツの普及と振興

①生涯スポーツの普及

乳幼児から高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、多くの住民が気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、参加しやすく健康にも意識したスポーツ教室やレクリエーション、イベントを開催し、生涯スポーツの普及と振興に努めます。

特に、30～50歳代の現役世代が運動習慣を身につけられるようなスポーツの紹介・普及に努めます。

②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実

町民体育祭、桜並木健康ジョギング、各種スポーツ大会などのスポーツやレクリエーションを通じ、世代間や地域住民同士の触れ合いや交流の場の提供に努めます。

また、スポーツ関係団体やNPOとのネットワークを利用し、協働による地域間の絆づくりのためのスポーツ活動を促進します。

【主要事業】

- ◆社会体育振興

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町が主催したスポーツ大会・教室の参加人数	6,550人	5,500人	6,800人	7,000人

(2) 指導者・団体の育成と充実

①スポーツ指導者の養成・確保

スポーツの目的や役割はライフステージによって異なるため、子どもや大人、競技者などの様々な分野やレベルを対象にした指導者の養成が必要となります。日常的な健康づくりから競技スポーツの技術力向上まで、幅広い取り組みを推進するために、スポーツ推進委員や各スポーツ団体での指導者・リーダーなどの養成・確保に努めます。

②スポーツ団体の育成

スポーツの普及・振興に寄与している体育協会の組織・活動の活性化につなげるため、各団体における若い世代の協力と参加を促進します。

また、スポーツ少年団では会員減少等により活動に支障もみられることから、青少年の健全育成を目指すためにも、さらなる運営の改善や広報活動に努めます。

【主要事業】

- ◆団体育成
- ◆指導者育成

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
スポーツ少年団指導者 有資格者 (指導者に対する割合)	36.0%	96.0%	40%	100%

(3) 既存施設の充実と有効活用

①スポーツ施設の機能充実

多様化するスポーツニーズに対応するため、指定管理者制度を継続し、利用に関する情報提供や利便性の充実、各スポーツ施設における適正な管理・運営を進めます。

また、日常の施設管理と合わせて、長期的な展望を踏まえた施設・設備の修繕や改修などについても、指定管理者と連携協力して問題解決にあたります。

②学校体育施設の有効活用

身近なところで気軽に運動できる場所を確保するため、引き続き、小中学校の運動場や体育館を開放するとともに、利用者の利便性の向上に努め、広く住民にスポーツ活動の場の提供を図ります。

【主要事業】

- ◆施設管理

第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
スポーツ施設利用者数	500,360人	544,289人	510,000人	570,000人

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）

施策 25 男女共同参画

SDGsの目標



現状と課題

- ・近年は、女性の社会進出や少子高齢化の進行などを背景として、ワーク・ライフ・バランスなどの視点から男女共同参画の重要性が増してきています。
- ・国は2007（平成19）年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2015（平成27）年3月には内閣府の男女共同参画局において「仕事と生活の調和推進のための啓発のあり方に関する調査研究」の報告書が発表されています。
- ・県でも「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現に向け「あいち女性の活躍推進プロジェクト」を推進しています。
- ・ワーク・ライフ・バランスは、子育てをしながら仕事を続けるための子育て支援策との連携や、長時間労働や非正規雇用などの労働問題との関連、仕事と家庭に対する意識の男女間や世代間の違いなど、その実現にあたって様々な問題を抱えており、女性だけの問題でないことは明らかです。
- ・近年においては、2016（平成28）年4月に施行された女性活躍推進法を受けて、県においては新たに女性活躍推進計画を含める形で、「あいち男女共同参画プラン2020（平成28年～令和2年）」が策定され、女性の活躍が重点目標と位置づけられました。
- ・また、2019（平成31）年4月から働き方改革関連法が順次施行され。ワークライフバランスなどの視点から、多様な働き方を可能にする環境づくりが進められています。
- ・さらには、国の男女共同参画基本方針及び県プランにも性的少数者（LGBT）に関する取り組みが位置付けられ、社会的マイノリティに対する施策が求められています。
- ・このため、本町では、男女共同参画社会の推進は女性のための施策ではなく「すべての人にやさしいまちづくり」であることを意識づけるための啓発活動を実施しています。
- ・引き続き「おおぐち男女共同参画プラン」に基づき、時代の状況に応じた様々な課題を拾い出し、住民団体の柔軟な視野と発想でわかりやすい啓発活動を実施していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
審議会等への女性の登用率	17.9%	24.7%	20%	30%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
男女共同参画	(1) 個を尊重する人づくりの推進	①協働による男女共同参画の普及・啓発	42111
		②家庭・学校・地域における男女共同参画の推進	42112
	(2) すべての人が参画する社会づくりの推進	①政策方針決定への女性の参画の拡大	42121
		②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	42122
		③男女が共に働きやすい環境づくり	42123

施策の内容

(1) 個を尊重する人づくりの推進

①協働による男女共同参画の普及・啓発

「第四次おおぐち男女共同参画プラン」に掲げた基本目標「男女が共に生き 共に輝く まちづくり」の実現に向けて、広報紙やホームページを通じた情報提供による啓発活動を推進するとともに、啓発用のDVDやリーフレットの作成・配布などにより、住民や学校、企業などにおける効果的な啓発を行うための様々な情報提供を拡充します。

②家庭・学校・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画に対する意識啓発や理解促進を図るため、国の動向や社会的な課題、住民に関心の高いテーマなどを踏まえた研修や講座・講演会など、学習の機会を拡充します。

また、幼少期から高齢者まで男女共同参画に関するあらゆる教育活動を推進します。

【主要事業】

- ◆男女共同参画講演会実施
- ◆男女共同参画研修会実施
- ◆広報紙への啓発記事掲載

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
講演会・研修会への参加者数	50人	20人	80人	100人

(2) すべての人が参画する社会づくりの推進

①政策方針決定への女性の参画の拡大

男女が互いに協力し合える社会づくりを進めるために、政策決定の場における女性の登用を積極的に働きかけます。

また、地域や職場、家庭などにおいては、性別による役割が固定化されることのないよう、積極的に男女共同参画の情報提供と意識啓発に取り組みます。

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

活力ある地域づくりに向けて、時代の変化に応じた地域の制度・慣行の見直しを促すとともに、様々な地域活動への女性リーダーの登用や、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。

③男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に仕事と生活の調和を図りながらいきいきと働くことができるように、就労における男女格差の是正や女性の就業機会拡大の支援、男女共に働きやすい職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの啓発などを通じて、多様な働き方を可能にする環境づくりを進めます。

また、働く男女が仕事と家事・育児・介護などを両立できるよう、育児休業・介護休業制度などの保育・介護サービスの周知を図り活用を促進します。

【主要事業】

- ◆男女共同参画啓発紙の発行

関連する計画・条例

- 第四次おおぐち男女共同参画プラン（平成30年度～令和4年度）

施策 26 多文化共生・交流

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町では、愛・地球博一市町村一国フレンドシップ事業をきっかけに、草の根の国際交流活動を推進するNPOが設立され、国際理解講座等を実施しています。講座等への参加を通じて、多文化共生社会の実現に向けた各種事業に参画するボランティア等の人財が発掘・育成されていくことが求められます。
- ・2009（平成21）年度に事業内容を見直した、大口町海外派遣事業により毎年、町内の中学3年生・高校生・大学生を海外に派遣しています。この事業を通じて、これまでの参加者で組織するNPOが設立され、この団体が、渡航前の事前研修や報告会実施に向けたサポートをしており、若者がまちづくり活動に参画する機会の一つになっています。
- ・多文化共生啓発事業や海外派遣事業報告会等について、参加者に広がりが見られないのが現状です。多様な参加者のもと実施できるよう、NPO等と開催時期や内容を検討していく必要があります。
- ・2014（平成26）年度に開設した大口町日本語教室には、本町及び近隣市町の外国籍住民が参加し、仲間づくりの場になりつつあります。今後は、外国籍住民の居場所づくりの一翼を担う拠点として、町民活動センターにある多文化共生の機能を充実させていく必要があります。
- ・日本語指導が必要な子どもの増加に伴い、日本語の学習の機会が少ないと思われる外国籍住民の保護者への支援の必要性が高まっています。支援できるボランティアの増員や日本語教室開催日の拡充などの対策が必要になっています。
- ・また、日本語教室の学習者等に対し、NPO等が実施する事業への参加を促し、外国籍住民に対し、地域社会への参加・参画の機会をつくっていく必要があります。
- ・本町を生誕地とする松江開府の祖、堀尾吉晴公を縁に四百有余年の絆を持つ両市町が、この歴史的な結びつきを一層強くすることと、共創・協働のまちづくりのもと、産業、歴史、文化、教育など幅広い分野における友好と親善を深めることを目的に、2015（平成27）年8月に島根県松江市と姉妹都市盟約を結びました。
- ・これを契機に、金助桜まつりと松江市武者行列における交流や松江市民レガッタへの参加交流、松江だんだん夏踊りへの参加交流、やろ舞い大祭における交流、松江水燈路への行灯作品での参加交流、国宝松江城マラソンへの参加交流、職員合同研修会など多様な交流・連携を進め、活性化を図ってきました。今後とも引き続き、交流の推進を図っていく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域に住む外国籍住民との交流・共生に対する満足度	41.4%	50.9%	50%	55%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
多文化共生・交流	(1) 国際交流の促進	①国際交流活動の促進	43111
		②国際理解教育の充実	43112
	(2) 多文化共生の推進	①日本語学習機会の充実と生活情報の提供	43121
		②外国籍住民の地域社会への参画促進	43122
	(3) 地域間交流の推進	①松江市との友好交流の推進	43131
		②多様な地域間交流の促進	43132

施策の内容

(1) 国際交流の促進

①国際交流活動の促進

町内の外国籍住民が地域に取り残されず、地域社会への参画ができるよう、NPO等が開催する国際理解や国際交流事業への参加を促し、それをきっかけに地域住民と外国籍住民同士で日頃から交流できるよう、国際交流団体を始めとした団体の活動を積極的に支援します。

②国際理解教育の充実

地域における国際理解を推進するため、外国籍住民が講師となる子ども向け及び大人向けの国際理解講座を継続的に実施し、中学生・高校生・大学生を海外に派遣する事業では、参加者が本事業を機に国際交流を始めとした様々な活動へ参画するきっかけとなるよう、本事業のあり方や内容について見直しを行います。

また、NPO等と連携し、国際交流や多文化共生を担う人財の発掘及び育成を進めます。

第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

【主要事業】

- ◆国際理解講座
- ◆外国籍住民の居場所づくり
- ◆海外派遣

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
国際理解講座等への参加者数	150人	104人	200人	250人

(2) 多文化共生の推進

①日本語学習機会の充実と生活情報の提供

外国籍住民が円滑なコミュニケーションをとりながら大口町内において暮らせるようにするため、年齢や能力に応じた日本語教室の充実を図ります。また、こうした機会等を通じて交流と生活相談を推進するとともに、NPOと協働して大口町での暮らしに役立つ情報の提供に努めます。

②外国籍住民の地域社会への参画促進

日本語教室や国際交流団体による交流事業等への参加を通じて、外国籍住民に日本での生活や文化についての理解を促すとともに、地域社会について知り、参加するきっかけづくりを進めます。

また、NPO等と外国籍住民の協働を通じて、交流事業や地域の活動について主体的にアイデアを出し合い、自ら企画運営に参画できる機会をつくります。

【主要事業】

- ◆日本語教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
外国籍住民の地域活動・イベント等への参加数	50人	62人	150人	200人

(3) 地域間交流の推進

①松江市との友好交流の推進

国宝松江城を築城し、松江を開府した堀尾吉晴公の生誕地が大口町であるという縁により民間交流が始まり、2015（平成27）年8月に姉妹都市となった松江市との友好交流の今後の方法や内容について検討し、その充実に努め、様々な角度から友好交流の推進に努めます。

②多様な地域間交流の促進

町内では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を住民に提供するため、宿泊助成事業であるリフレッシュ・リゾート事業でつながりのある地域との交流に加え、東日本大震災の支援をきっかけとしてつながりが生まれた岩手県遠野市、宮城県南三陸町との交流を継続的に進めるとともに、新たな地域との交流についても柔軟に対応していくよう努めます。

【主要事業】

- ◆リフレッシュ・リゾート
- ◆地域間友好交流推進

施策 27 平和行政

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町は、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1985（昭和 60）年に「非核平和宣言」を行い、2014（平成 26）年に「平和首長会議*」に加盟しました。
- ・平和教育の一環として、毎年8月6日の広島平和記念式典へ中学生を派遣し、核（原子爆弾）を使用した戦争の悲惨さ、平和の尊さを感じ、学び、大口町平和祈念式でその報告をすることにより住民に伝え、核兵器廃絶を訴えるとともに平和意識の高揚を図っています。
- ・高齢化に伴う被爆者や戦争体験者の減少と戦争体験のない戦後生まれ世代の増加が進む中、核兵器の悲惨さ、戦争のない平和な世界の大切さをいかにして次世代に語り継いでいくかが課題となっています。

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
平和行政	(1) 平和意識の高揚		43210
	(2) 児童生徒を対象とした平和学習の推進		43220

施策の内容

(1) 平和意識の高揚

核兵器による被害の悲惨さを次世代に語り継いでいくため、中学生の広島派遣と平和祈念式の開催を継続するとともに、原爆パネル展示による非核平和宣言の普及に継続して取り組みます。

また、戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、各種戦争資料を活用したパネル展示や広報紙、ホームページを通じた啓発活動により平和意識の高揚を図ります。

(2) 児童生徒を対象とした平和学習の推進

原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、中学校での原爆展や広島への中学生派遣とその報告会を毎年継続して実施し、児童生徒を対象に被爆体験講話等を学校や町内関係団体と協力して開催するなど、平和教育を推進します。

【主要事業】

- ◆中学生広島派遣
- ◆パネル展示実施

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

施策 28 環境負荷の少ない地域社会の形成

SDGsの目標



現状と課題

- ・大気汚染や水質汚濁といった従来型の環境問題に加えて、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題が深刻化してきている今日、環境への負荷を減らし、次世代に良好な環境を引き継ぐために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、限りある資源を有効に活用する循環型社会への転換が望まれています。
- ・環境問題への対応は、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、自然と共生し、地球環境にやさしい取り組みをしていくことが求められています。
- ・本町では、これまで、地球温暖化防止対策の一環として、町内の防災拠点となる主要施設における再生可能エネルギー（太陽光発電システムや蓄電池）の導入を行い、災害時の利用はもとより、日常のCO₂削減に取り組んできました。
- ・また、2015（平成27）年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止対策を進めるための具体的行動指針を示した、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、町内全域における温室効果ガスの削減に本格的に取り組み始めました。
- ・身近な場所で自然に親しみ、自然が持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、町内に残された自然環境を保全していくことが求められています。また、近年は、外来生物による農作物や生活環境への被害拡大が問題視されています。
- ・大気・水循環の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進するとともに、環境政策の基本である環境汚染の防止対策、公害の未然防止・救済対策など、住民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。野焼きや雑草繁茂などの苦情が少なくない状況にある中、広報紙・ホームページ等によりその防止に向けた啓発をしていますが、継続的な課題となっています。
- ・「アダプトプログラム」や「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ」、「ごみゼロ活動」などの環境美化活動には、多くの住民・事業者・地域等が参加しており、この活動は住民、地域間に定着してきています。今後も、こうした活動により多くの住民等の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
暮らしの中で二酸化炭素排出削減に取り組んでいる割合	50.0%	43.4%	55%	60%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境学習の推進	51111
		②環境意識の向上につながる情報の提供	51112
	(2) 地球温暖化防止の推進	①町の地球温暖化対策率先行動の推進	51121
		②地球温暖化対策の地域等への普及	51122
		③新エネルギーの導入支援	51123
	(3) 身近な生物多様性の保全・再生		51130
	(4) 公害対策の推進	①公害防止対策の推進	51141
		②環境測定・監視等の実施	51142
	(5) 環境衛生の推進	①環境美化の促進	51151
		②空き地等の適正管理の促進	51152
		③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施	51153

施策の内容

(1) 環境意識の向上

①環境学習の推進

循環型社会や低炭素社会といった環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて、住民の環境保全に対する意識を醸成するため、副読本を活用した環境学習や施設見学を通じた小学校における環境学習をはじめ、生物調査や「五条川自然塾」等の自然体験学習、出前講座など、環境学習プログラムの実施とその充実に努めます。

②環境意識の向上につながる情報の提供

広報紙や回覧板、ホームページ、イベント開催時におけるパンフレットの配布など、多様な媒体や機会を通じて、環境意識の向上や環境行動につながるような情報提供の充実を図ります。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾

(2) 地球温暖化防止の推進

①町の地球温暖化対策率先行動の推進

2015（平成27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に沿った、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進など、地球温暖化防止に向けた町の率先行動を引き続き推進します。

②地球温暖化対策の地域等への普及

イベントの機会等を通じて、環境にやさしい製品の購入や省エネルギーの必要性と実践行動に結びつける上で、役立つ知識や情報等の普及に努めます。

また、2015（平成27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に沿って、家庭や地域、事業所等における地球温暖化防止のための取り組みを促進します。

③新エネルギーの導入支援

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を継続的に実施します。

また、最新環境技術の動向等を見据えながら、これまで普及促進を図ってきた住宅用太陽光発電システムに加え、燃料電池等の普及方法について検討します。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆緑のカーテン

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
住宅用太陽光発電システム設置費補助金利用累計件数	412件	605件	700件	1,000件

(3) 身近な生物多様性の保全・再生

子どもをはじめとした住民が身近に自然と触れ合う場として、西小学校ビオトープや五条川における生物調査や環境保全等の取り組みを住民団体等との協働によって推進します。

また、生物多様性と外来生物の問題に対する認識を深めるための意識啓発に努めるとともに、農作物や生活環境に被害を及ぼす外来生物の駆除に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾
- ◆有害鳥獣駆除

(4) 公害対策の推進

①公害防止対策の推進

工場や事業所からの公害の発生を防止するため、迅速に実態把握を行うとともに、企業が自ら環境負荷の低減を励行するよう、公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。

また、住民の日常生活に起因する近隣騒音や悪臭、空き地の雑草繁茂、不法な廃棄物の野外焼却などの都市・生活型公害についても、実態把握や個別指導を通じて速やかな解決に努めます。

②環境測定・監視等の実施

大気や河川などの水質、地盤沈下など、各種の環境測定調査を定期的を実施し、町内における環境汚染や公害の実態監視を強化するとともに、県と連携を図りつつ法令等に基づいた指導を行うなど、発生源への防止対策に努めます。

(5) 環境衛生の推進

①環境美化の促進

清潔で美しく豊かな生活環境を保つため、アダプトプログラムや五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ、ごみゼロ運動への住民や企業等の参加を促し、住民等自らによる環境美化の取り組み拡大に努めます。

②空き地等の適正管理の促進

環境衛生だけでなく防火や防犯等の観点から、雑草が繁茂していたり、ごみ等が放置されていたりするなど、適正管理が行われていない空き地や空き家の実態把握と所有者等に対する改善指導に努めます。

③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施

狂犬病予防法に基づき、犬を飼育している住民に対し、地元開業獣医師会と連携して集合注射を継続して実施するなどして、予防接種率の維持、向上に努めます。

また、近年、住宅地においても増加しているスズメバチ類への駆除に対する補助を継続して行うことで、刺傷被害への防止に努めます。

【主要事業】

- ◆アダプトプログラム
- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動
- ◆ごみゼロ運動
- ◆環境測定調査（水質、大気、地盤沈下、地下水）
- ◆スズメバチ類駆除補助

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
アダプトプログラム登録数	31	33	35	38
狂犬病予防接種率	83.3%	80.1%	85%	88%

関連する計画・条例

- 大口町一般廃棄物処理計画基本計画（平成27年度～令和6年度）
- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

施策 29 廃棄物・リサイクル

SDGsの目標



現状と課題

- ・持続可能な社会としていくためには、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを改め、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rによって、廃棄物の発生・排出を抑制する循環型社会の実現が不可欠です。
- ・本町では、これまで、3Rに対する住民の関心を喚起し、ごみ減量と資源化を定着させるため、広報紙やホームページ等を通じて、ごみに関する情報発信や意識啓発を継続的に実施してきました。
- ・また、「ごみ処理基本計画」に基づき、大口町資源リサイクルセンターを始めとしたリサイクル拠点の整備や生ごみ堆肥化の推進を進めるなど、住民の協力の下での家庭系ごみ減量と資源化を進めてきました。この結果リサイクル率は、愛知県内において常に上位を堅持している状況です。
- ・しかしながら、組成調査等の結果を見てもわかるように、分別における改善の余地はあり、さらなる促進のためには、各種ごみ減量、資源化施策及びリサイクル拠点における一層の対策が求められます。
- ・一方、企業におけるごみの減量化、資源化については、「ごみ処理基本計画」に基づき、多量排出事業者に対する指導や古紙及び事業系生ごみの資源化への働きかけを行ってきましたが、依然として、可燃ごみの中には、資源化可能なごみの混入が見受けられ、さらなるごみの減量化、資源化の促進が必要です。
- ・廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘発させることから、未然に防止することや早期発見・回収など、迅速な対応が求められています。
- ・一般廃棄物の処理について、ごみ処理は、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町、扶桑町）で、また、し尿処理については、愛北広域事務組合（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による共同処理を行っていますが、施設の劣化が進む中、ごみ処理については、新ごみ処理施設が完成するまでの間、必要最小限の整備を行い運営し、また、し尿処理については、施設の計画的な更新・整備と適切な管理運営が求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
1人1日あたり可燃ごみ排出量(家庭系)	387g/人・日	384g/人・日	379g/人・日	376g/人・日
リサイクル率	38.0%	34.8% (平成30年度)	38.5%	39.0%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	① 3R推進に関する意識啓発	51211
		② 事業所におけるごみの減量化・資源化	51212
		③ リサイクル拠点の充実	51213
		④ 生ごみの堆肥化等の推進	51214
	(2) 廃棄物の適正処理	① 廃棄物不法投棄対策の推進	51221
		② ごみ処理施設の整備	51222
		③ し尿処理施設の整備	51223

施策の内容

(1) ごみの減量化・資源化

① 3R推進に関する意識啓発

生活から発生するごみの減量化、資源化をより一層推進するため、広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を通じて3Rに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、外国籍住民に対しての啓発や印刷物の工夫を検討します。

また、分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努めます。

② 事業所におけるごみの減量化・資源化

多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の作成・提出により指導を徹底し、計画的な廃棄物管理の推進を図ります。

また、事業所から発生するごみの減量化・資源化をより一層推進するため、分別マニュアルを作成するなど、ごみの分別徹底に努めます。

さらに、事業所から排出される生ごみや古紙類について、民間再生資源業者等を活用した資源化を促します。

③リサイクル拠点の充実

資源のリサイクルをより一層推進するため、通常の資源ごみ収集のほか、資源リサイクルセンターや資源ごみ常時回収拠点といったリサイクル拠点における資源回収を引き続き進めるとともに、地域住民の協力のもとで新たな資源ごみ常時回収拠点の設置に努めます。

また、資源リサイクルセンターが、資源ごみの収集拠点施設としてだけでなく、資源循環型社会の形成に向けた情報発信や学習を行う環境学習拠点施設としての役割を果たせるよう機能の充実を検討します。

④生ごみの堆肥化等の推進

生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及促進や住民団体の活動を支援しながらボカシ*の普及促進に努めるとともに、河北エコステーションにおける生ごみ堆肥化の継続的な実施を進める一方で、将来的な方向性についての検討を進めます。

また、樹木の剪定枝や落ち葉等の資源化を進めるため、有機資源保管所の継続実施及び搬入された剪定枝チップ化による土壌改良材としての配布の継続実施に努めます。

【主要事業】

- ◆資源ごみ集団回収助成金制度（非営利団体、事業所）
- ◆資源リサイクルセンター及び有機資源保管所管理運営

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
資源ごみ集団回収助成金登録団体	20団体	15団体	25団体	30団体
地区資源ごみ常時回収拠点設置数	3か所	3か所	5か所	6か所

(2) 廃棄物の適正処理

①廃棄物不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、町内巡回や啓発看板の設置等による周知・啓発を行うとともに、不法投棄が生じた場合には、適切かつ速やかに原状回復を行い、明らかになった不法投棄者に対しては厳格な対処を実施します。

また、不法投棄頻発箇所では、住民との協働による日常的なパトロールの強化など、新たな不法投棄対策について検討します。

②ごみ処理施設の整備

江南丹羽環境管理組合のごみ処理施設については、経年劣化に伴う老朽化が目立つことから、新たなごみ処理施設建設に向け関係市町と連携し、計画の策定と着実な事

業推進を図ります。

③し尿処理施設の整備

愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。

また、隣接する五条川右岸浄化センターとの連携による処理方法については、構成市町の一員として、試行的な事業実施を行いながら引き続き調査・検討を進めます。

【主要事業】

- ◆江南丹羽環境管理組合負担金
- ◆愛北広域事務組合負担金

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
廃棄物不法投棄処理件数	13件	36件	10件	8件

関連する計画・条例

- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町ごみ処理基本計画（平成27年度～令和6年度）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

施策 30 水辺環境の整備・活用

SDGsの目標



現状と課題

- ・町内を貫流する五条川は、農業用水路として整備されてから長い年月が経過し、護岸の破損、河床の洗掘や土砂の堆積といった河川の機能低下が起きています。また、2000（平成12）年9月の東海豪雨をはじめ、近年の集中豪雨による河川の氾濫や浸水被害が危惧されており、治水面からの河川の整備が求められています。
- ・五条川は、農業用水路を兼ねていることから、水田への灌漑期には多くの水が流れ、五条川の豊かな環境を形成しています。一方、下水道の普及や産業構造の変化から冬季における水量が減少し、一部では河床が露出するなど、景観が損なわれるようになり、冬季における環境保全のため、河川維持水量の確保が求められています。
- ・本町の貴重な財産でもある五条川堤の桜並木は、植樹されてから60余年が経過し、桜の枯死や倒木などにより、景観の悪化が顕在化しつつあり、保全と再生のための整備が求められています。
- ・また、河川堤防は、尾北自然歩道や町道として整備されており、歩道の散策や車両の通行に利用されていますが、夏場の堤防は雑草が繁茂し、散策や通行の支障となるばかりか、景観の悪化や桜の成長の阻害要因となっていることから、定期的な草刈等の維持管理の向上が求められています。
- ・こうした状況にある中、五条川の水辺環境の向上や五条川堤の桜並木の保全・再生に向けた機運の高まりから、地元の有志による団体やNPOによる活動が活発化してきています。五条川及び五条川堤の桜並木の魅力を次世代に継承していくためには、引き続き、こうした活動団体の場の提供や団体が継続して活動ができるような支援が必要です。
- ・また、五条川のほかに、町内には、巾下川、境川、矢戸川、合瀬川といった一級河川が流れており、これらの河川も五条川と同様に、水田の用水路や排水路として利用されているとともに、住民団体等の環境美化活動が行われています。
- ・しかしながら、地区による活動の格差がみられます。また、近年では、農業者の減少などから、農家が行っていた堤防の草刈などの維持管理ができず、夏場には雑草が繁茂して景観が損なわれ、美しい水辺環境の保全が求められています。また、工場等の排水による水質の悪化が危惧されており、水質浄化が求められています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
五条川や桜並木などの整備・維持管理の状況の満足度	78.0%	80.7%	79%	82%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
水辺環境の整備・活用	(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備	①五条川の保全・整備	51311
		②五条川桜並木の保全・再生	51312
		③五条川沿いの散策環境の充実	51313
	(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全		51320
	(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進	①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援	51331
		②水辺の環境教育の推進	51332

施策の内容

(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備

①五条川の保全・整備

自然豊かで良好な河川環境を創出するため、また、水害から住民の生命や財産を守っていくため、護岸・河床等の整備・修繕や冬期における環境水の通水などについて県等の関係者への要望や協議に努めます。

②五条川桜並木の保全・再生

住民の誇りである五条川の自然豊かな環境や美しい景観を維持・保全するため、NPOや地域住民団体などの参画と協働により、桜並木の剪定や施肥、おおぐち観鋭桜の育成、補植など五条川桜並木の保全・再生活動を進めます。

また、河川管理者である県や流域自治体と連携しながら五条川桜並木の保全・再生の実施に努めます。

③五条川沿いの散策環境の充実

五条川及びその周辺は多くの住民にとって親しみと愛着があり、安全・快適に散策を楽しむことができる場としていくため、住民との協働による尾北自然歩道の適正な維持管理に努めます。

また、案内看板等の工作物の老朽箇所もみられることから、定期的な施設の点検と計画的な施設の修繕・更新に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ
- ◆五条川水と桜のプロジェクト

(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全

巾下川、矢戸川、境川、合瀬川など町内を流れる河川における水辺環境の保全を図るために、関係機関との調整を行いながら、水質環境の向上等を促進します。

また、引き続き住民団体等が主体となった堤防の草刈りやごみ拾いといった環境美化活動の支援に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
クリーンアップ活動参加者数	860人	704人	880人	900人

(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進

①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援

住民主体の地域環境保全活動のより一層の推進を図るため、環境保全に取り組んでいるNPOや地域ボランティアに対する活動支援や組織の維持・活性化のための支援に努めます。

②水辺の環境教育の推進

水辺の生物調査やNPOとの協働による「五条川自然塾」、水辺のクリーンアップ活動など、水辺環境をフィールドとした環境教育の推進に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
五条川自然塾参加者	296人	298人	320人	340人

施策 31 公園・緑地と景観

SDGsの目標



現状と課題

- ・うるおいある快適な居住環境を形成するためには、公園・緑地や景観は、必要不可欠です。また、公園・緑地には、災害時における避難場所を提供する機能や地域コミュニティを育てていく場としての役割もあります。
- ・本町では、現在、17か所、5.32haの都市公園を保有していますが、町民1人当たりの面積は、3.8㎡と低い値となっています。このため、既存農地も緑地機能の一部ととらえる中で、将来に向けた計画的な整備が必要であり、今後は地域住民との協働による取り組みが必要です。
- ・公園施設は、整備後10年以上経過しているものが多く、老朽化による修繕や改修が集中することが懸念されています。また、腐食等の物理的要因による事故を未然に防止し、安全・安心に利用できるようにするため、公園施設の長寿命化計画を定め、計画的に改修・更新を進める必要があります。
- ・公園が、地域に親しまれ大切に利用される公共施設となることを目指し、公園内の除草や清掃などの日常的な維持管理は、地元団体や民間へ委託により行っています。今後も、さらなる魅力アップを図るとともに、清掃活動などを通じた地域住民との協働事業を進めていく必要があります。
- ・2010（平成22）年4月に移転した大口北小学校跡地利用については、住民参加型のワークショップによる基本設計の策定を経て、近隣公園（多世代が集う憩い広場）として整備しました。今後も引き続き協働による公園整備に努め、維持管理についても地域住民が関わる公園となるよう取り組むことが大切です。
- ・本町には森林などのまとまった緑地がない地形のため、五条川沿いの桜並木や街路樹、保存樹木などが貴重な緑地空間となっています。今後、更なる緑化の推進を図るため、民有地の緑化を推進するとともに、既存樹木等の維持保全に努める必要があります。
- ・また、本町では、北保育園の建て替え事業をきっかけに木育に取り組んできましたが、大規模な緑地や森林がない本町であるからこそ、今後とも木育を進めていくことが求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
「緑地・公園などの憩いの空間」の満足度	57.8%	67.9%	59%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
公園・緑地と 景観	(1) 公園・緑地の整備	①新たな公園等の整備	51411
		②既存の公園等の魅力化	51412
	(2) 公園・緑地の維持・ 管理	①計画的な施設の更新と維持管理の推進	51421
		②住民参加による公園等の維持・管理	51422
	(3) 緑の保全・育成	①既存の緑の保全	51431
		②公共施設の緑化推進	51432
		③公共施設の木質化と木育の推進	51433
		④民有地の緑化促進	51434
	(4) 屋外広告物の適正化		51440

施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

①新たな公園等の整備

快適で健康的な生活環境や子どもたちの健全な遊び場を創出していくため、大口町都市計画マスタープランに沿って、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。

また、土地利用方針に位置づけている行政文化ゾーンの機能の充実と公共施設間の連続性を確保するため、「(仮称) 役場南ひろば」の整備を進めます。

②既存の公園等の魅力化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、住民参加を進めるなど地域住民のニーズを反映させた特色のある公園づくりについて調査・検討を進めます。

【主要事業】

- ◆多世代が集う憩い広場整備
- ◆(仮称) 替地公園整備
- ◆(仮称) 役場南ひろば整備

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町民1人当たりの公園面積	3.1㎡	3.8㎡	3.6㎡	4.2㎡

(2) 公園・緑地の維持・管理

① 計画的な施設の更新と維持管理の推進

誰もが安全・安心かつ快適に公園等が利用できるようにするため、樹木の剪定や清掃等の維持管理を進めるとともに、遊具やトイレ等の公園施設の計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と施設の長寿命化に努めます。

② 住民参加による公園等の維持・管理

身近な公園等に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に草刈りや清掃、日常的な遊具の点検等を委託するなど、地域単位での主体的な公園等の維持・管理を推進します。

また、アダプトプログラムを活用して、住民団体等の参加と協働により清掃等が行われる公園の拡充に努めるとともに、清掃活動を通じた公園・緑地に対する美化意識の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆公園維持管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
アダプトプログラムを活用している公園数	1か所	1か所	2か所	3か所

(3) 緑の保全・育成

① 既存の緑の保全

地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの良好な民有緑地を保護・保全し活用を図るため、保全地区や保存樹木の指定及び助成制度の活用促進により社寺境内等の樹木や樹林、屋敷林など民有地の緑の保全を支援します。

② 公共施設の緑化推進

行政の率先行動として新たな緑を育成していくため、学校施設をはじめとした公共施設のオープンスペースや壁面等における緑化推進に努めます。

③公共施設の木質化と木育の推進

2019（令和元）年に創設された「森林環境譲与税」を有効に利用し、「木育」の取組や公共施設の木造化、内装の木質化といった、木材利用の促進や普及啓発に努めます。

④民有地の緑化促進

うるおいとゆとりのある花と緑の生活環境の形成を目指し、住民や企業と協力し、民有地の緑化を推進します。このため、緑化木の苗木や花の苗の配布を引き続き行い、住民が地域の緑を増やす活動を推進します。また、住民の住宅地内の緑化意識を高めるため、緑化の優良事例紹介など通じた緑化の啓発と各種補助制度の周知に努めます。

【主要事業】

- ◆緑地保全
- ◆緑化木配布

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
緑化木配布数	170本	200本	200本	200本

（4）屋外広告物の適正化

地域の良好な景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～令和12年度）
- 大口町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

施策 32 農業

SDGsの目標



現状と課題

- ・稲作と副業としての養蚕が中心の純農村地域をベースに発展した本町では、今でも農地が町域の4割弱を占めており、稲作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われています。
- ・現在、町内の農地所有者のほとんどが、第2種兼業農家や自給的農家で構成されており、しかも、高齢化、後継者不足により、農業者は年々減少傾向にあります。
- ・このような状況にある中、本町では、以前から、町内の認定農業者*へ農地の利用集積を促進することによって、経営規模の拡大と水田を中心とした農地の保全を図ってきました。
- ・また、2014（平成26）年度からは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行によりスタートした農地中間管理事業*を積極的に利用して、水田を中心に経営している認定農業者5人の農地の分散錯圃*解消、農地の集約化による作業の効率化を図ることで、認定農業者の経営安定化を進めています。
- ・その結果、2019（令和2）年には、町内の約480haの農地の内、約37%にあたる約180haの農地が利用集積され、担い手によって営農されるに至っています。
- ・今後とも農地中間管理事業を活用して担い手農家への農地の利用集積率を高めることによって、効率的な農業と農地保全を進めていく必要があります。
- ・一方、畑作については、面積割合は少ないものの、担い手農家が不足しているため、畑地の耕作放棄地化が懸念されます。また、畑には灌漑施設*がないことから大規模農家への集積は望めないため、小規模経営の担い手農家の育成と畑の有効利用を図らざるを得ない状況にあります。
- ・このためには、地産地消や農業者と住民との交流、住民が農に触れる機会の提供を継続するとともに、住民と農業者相互の信頼関係を築き、地域農業への理解を深めていくことが必要です。
- ・また、農業・農地は、食料生産という基本機能に加えて、環境保全機能や景観機能、防災機能、教育・文化機能など多面的機能を有しています。こうした多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用して町民参加により農地の保全に取り組んでいます。現在では、1組織が約14haの農地保全に取り組んでおり、今後も1組織の支援に努めることによって、農業・農地が有する多面的な公益機能を確保していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
担い手農家の経営農地面積	179ha	180ha	254ha	200ha

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
農業	(1) 農地の保全・活用	①農地の流動化促進	52111
		②ふれあい農園の適正な管理・運営	52112
		③農業用施設の維持管理・改良等の推進	52113
		④農地の多面的機能保全	52114
	(2) 担い手農家の育成と経営支援	①認定農業者の育成・経営支援	52121
		②高付加価値型農業の担い手農家支援	52122
	(3) 地産地消の促進と多様な農業者の育成		52130

施策の内容

(1) 農地の保全・活用

①農地の流動化促進

優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止のPRや農業委員による農地パトロールを行うとともに、農地中間管理機構の活用、農業委員会や農地保有合理化法人であるJA愛知北と連携し、担い手農家への農地の利用集積を図り、農地の流動化*と農作業の受委託の促進に努めます。

②ふれあい農園の適正な管理・運営

農地の有効活用による遊休農地の解消と町民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、ふれあい農園の利用促進と農園の適正管理を図るとともに、農業ちやれん塾や朝市会員との交流会の開催等を通じて、住民が農に触れる機会づくりに努めます。

③農業用施設の維持管理・改良等の推進

農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、関係機関との連携を密にし、農業用排水路など農業用施設の適正管理と老朽施設の計画的な改修に努めます。

④農地の多面的機能保全

農地の多面的機能*の維持・発揮を図るため、引き続き多面的機能支払交付金制度*を活用して住民参加による農地保全の取り組みを支援します。

【主要事業】

- ◆農地流動化
- ◆農業体験
- ◆土地改良施設維持

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
担い手農家への農地の利用集積率	35%	37%	50%	80%

(2) 担い手農家の育成と経営支援

①認定農業者の育成・経営支援

経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得の支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上等、農業経営の近代化支援に努めるとともに、新たな担い手の育成・承継を進めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。

②高付加価値型農業の担い手農家支援

消費者の食の安全志向に対応した付加価値の高い農業を目指し、環境にやさしく食の安全を重視した農業者の育成に努めます。また、野菜、果樹、花き栽培など、商品価値の高い作物の生産奨励と担い手農家に対する支援に努めます。

【主要事業】

- ◆農業近代化資金利子補給
- ◆農業経営基盤強化促進
- ◆農業振興事業助成

(3) 地産地消の促進と多様な農業者の育成

地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実やPR活動等により、地産地消を促進します。

また、地産地消の意欲がある担い手を確保するため、JA愛知北や県などの関係機関と連携し、定年帰農者を含めた農業後継者、新規就農者や援農者の発掘・育成を図ります。

【主要事業】

- ◆農業振興事業助成
- ◆地産地消促進

関連する計画・条例

- 大口町農業振興地域整備計画（平成25年1月策定）
- 大口町人・農地プラン（平成27年3月更新）

施策 33 商工業

SDGsの目標



現状と課題

- ・昭和30年代から40年代にかけての企業誘致により、町内には大企業や各種事業所が多数、立地しています。
- ・近年、社会経済情勢が大きく変化しており、その時代に対応した経営が求められています。また、後継者不足などによる事業所の減少が懸念されています。
- ・そのため、既存の事業で培った技術、人財等の経営資源を有効に活用し、新たな事業や新分野へ拡大進出する事業所への支援が求められています。
- ・このような状況を踏まえ、本町では、中小事業所の経営基盤の強化を図るため、人財育成を目的とした社員向け研修会、販路拡大のための商品見本市や展示会への出展等に要する経費に対し、補助を行ってきました。
- ・また、2014（平成26）年6月に町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図るため、大口町工場立地法地域準則条例により、工場立地法で定められた緑地面積率等を緩和しました。
- ・さらに、企業立地の安定かつ促進を図るため、大口町内で工場等の新增築又は償却資産の取得を行う事業所に奨励金を交付しています。
- ・特に、2015（平成27）年度からは本町独自の企業誘致施策として、土地の大きさや立地条件など企業ニーズに合わせて、開発候補地の提案から土地の取りまとめ、更には開発手続きに至るまでの一連の流れの中で企業開発を支援する「オーダーメイド方式」を導入し、これまで14件の企業誘致案件に取り組んできました。
- ・今後とも本町の地域経済の持続的な発展を目指して、既存企業の増築等による事業規模の拡大や新たな企業の進出を促進していく必要がありますが、それと同時に、本町の特色である豊かな農業環境、良好な住環境とのバランスを保つことが求められます。
- ・一方、小売店を含めた町内業者の受注機会を拡大するための方策として、町が発注する小規模な工事、物品購入等の契約については、「大口町小規模工事等契約要領」を基に、大口町商工会が作成する小規模工事等事業者一覧に則り、その事業者を積極的に活用することによって、町内経済の活性化に努めています。
- ・また、小規模・中小企業者の振興を図り、町の発展へと繋げていくため、大口町小規模・中小企業振興基本条例を令和元年12月に制定しました。今後はこの条例に基づき、商工会や町内の商工業事業者等が主体となった具体的な振興策を検討していく必要があります。
- ・町内の企業や各種事業所が、将来にわたって安定的な事業展開を実現していくためには、優秀な人財確保が不可欠であることから、引き続き近隣自治体と連携して就職フェアを開催するなど、町内事業所の人財確保につながるよう支援していく必要があります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町内事業所数	938事業所	1,007事業所	945事業所	1,050事業所

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
商工業	(1) 商工業振興の方針づくり		52210
	(2) 既存企業への支援	① 経営の改善・革新等への支援	52221
		② 中小企業のPRと人財確保のための支援	52222
	(3) 新たな産業育成・創業支援	① 新たな企業の誘致	52231
		② 起業家の養成・支援	52232

施策の内容

(1) 商工業振興の方針づくり

令和元年12月に制定した大口町小規模・中小企業振興基本条例に基づき開催する小規模・中小企業振興会議を通じて、商工会や町内の商工業事業者等と行政が協働して商工業の実態と問題点を調査するとともに、既存の商工業の振興策や起業支援策などの商工業振興方針を協議し、商工業の振興を図ります。

【主要事業】

- ◆ 商工業振興

(2) 既存企業への支援

① 経営の改善・革新等への支援

経営基盤強化や経営革新に取り組む中小事業者に対して、商工会や金融機関と連携して国や県の支援制度及び本町の補助制度を紹介するとともに、融資に関する手続等の相談に応じます。

また、本町の企業施策等に関する最新の情報提供に努めます。

②中小企業のPRと人財確保のための支援

企業のPRと人財確保を支援するため、事業所や商工会等各関係機関と連携し就職フェアの継続実施と内容の充実に努めるとともに、従業員の人財確保・雇用継続を目的に福利厚生充実のため、中小企業退職金の新規加入者に対する補助を検討します。

また、将来、町内企業が希望の就職先となり得るよう中学生の職場体験学習の推進を図ります。

【主要事業】

- ◆企業立地促進事業奨励金
- ◆融資資金補助
- ◆中小企業支援
- ◆就職フェア

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
就職フェア参加企業数	31企業	37企業	33企業	42企業

(3) 新たな産業育成・創業支援

①新たな企業の誘致

これまで本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、交通の利便性が高い特徴を活かし、次世代に向けたオーダーメイド方式による企業用地の確保や、開発のための手続き支援を、居住環境、農業地域との環境に配慮しながら進めます。

また、工場等の立地に適した土地等の情報提供に努めます。

②起業家の養成・支援

商工会、金融機関及び近隣市町と連携し、創業支援セミナーを開催します。

また、創業・起業の資金面への補助制度の周知や相談機関の情報提供に努めます。

③企業と地域をつなぐ賑わいの創出

町内企業の従業員や地域住民が集い交流し合う活気あふれるまちづくりを進めるため、その拠点となる飲食店街の在り方について、検討を進めます。

また、飲食店の創業を希望する人がノウハウを学ぶ育成の場として活用できる仕組みを検討します。

【主要事業】

- ◆工場用地等情報提供
- ◆創業等支援資金
- ◆創業支援セミナー

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
オーダーメイド方式による企業誘致数	0件	1件	6件	21件

関連する計画・条例

- 大口町工場立地法地域準則条例
- 大口町小規模・中小企業振興基本条例

施策 34 勤労者福祉

SDGsの目標



現状と課題

- ・社会経済状況の変化により、各企業における雇用環境の見通しが難しい中、勤労者を取り巻く雇用環境も決して楽観視できる状況にはありません。若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての人が、能力を發揮し、安心して働き、安定した生活を送ることが求められています。
- ・また、近年、病気や育児、介護といった理由により就業継続及び復職が困難である状況は、改善傾向にはあるものの、その進捗は鈍く、適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対応した勤務が可能な社会形成が期待されています。
- ・本町では、近隣市町、商工会、ハローワークと連携し、地元企業の協力により就職フェアを開催し、就職に関する相談や情報提供に努めています。
- ・特に、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対しては、専門的な相談等、就労に向けた支援を、国が認定した「地域若者サポートステーション」と連携して行っています。
- ・生活条件の維持及び改善に寄与することを目的に、金融機関と連携して貸付規定を設け、相談や手続き等の支援を行っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
就職フェア参加者数	108人	59人	120人	130人

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
勤労者福祉	(1) 雇用の促進と人財育成	①就労の支援	52311
		②労働相談への対応	52312
		③労働環境の整備	52313
	(2) 福利厚生 of 充実－融資制度の利用促進－	52321	

施策の内容

(1) 雇用の促進と人財育成

①就労の支援

若年者の就業を促進するため、就職フェアの継続開催と内容の充実に努めます。
また、若年者が抱えている就労に関する悩みや不安に対する支援のため、ハローワークや、いちのみや若者サポートステーションなどの関係機関と協力し、就職相談、失業者等の職業能力開発を支援する制度等の周知、職業紹介等の情報提供の充実に努めます。

②労働相談への対応

解雇、賃金、労働時間などの労働条件や職場での悩みや不安を抱えている人、期間従業員や派遣労働者等の不安定な雇用条件にある人に対して、県等の関係機関が行っている労働相談窓口や非正規労働者等緊急相談窓口などの周知に努めます。

③労働環境の整備

適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、労働時間短縮や労働安全衛生等の労働条件の向上や男女雇用機会均等法、育児・介護休業等に関する制度等の普及・啓発に努めます。

【主要事業】

- ◆就職フェア

(2) 福利厚生 of 充実－融資制度の利用促進－

生活資金や住宅資金貸付などの勤労者融資制度に関する情報を広報紙やホームページなどで周知に努めます。

【主要事業】

- ◆勤労者住宅資金預託
- ◆勤労者等生活資金預託

第6章 持続可能な地域経営

施策 35 地域自治

SDGsの目標



現状と課題

- ・近年、地域住民による地域課題の発見と解決のための組織の設立が全国的に推進されるようになってきています。特に、平成の大合併以後は、旧市町村単位で設置される事例も多く見受けられ、その名称も、都市内分権、地域自治組織、地域コミュニティ、地域協議会など様々です。
- ・本町では、平成の合併協議の時に、「少子高齢化・分権時代には、これまでの公共の概念を抜本的に見直し新たな推進体制が不可欠である」という趣旨の下、都市内分権を提唱しました。
- ・結果的に合併には至らなかったものの、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民自治の確立を目指し、平成18年度からの第6次大口町総合計画では、まちづくりの基本理念を「みんなで進める自立と共助のまちづくり」と定め、議論を深めながら様々な施策に取り組んできました。
- ・一方で、住民ニーズの多様化等に伴い、行政から区長への依頼事項が多くなり、区長業務が増えてきたことなどから、区長制度のあり方についても一定の議論と改善がなされてきました。
- ・行政区の役割を活性化するためには、区長制度を継続させつつ、次の時代に向け地域自治の確立を目指した検討や取組が不可欠であったため、2009（平成21）年度に「大口町まちづくり基本条例」制定し、以後、地域住民が主体性を持って「新たな地域自治組織」について検討を重ねました。
- ・そして、2013（平成25）年度には、町内全域を網羅した地域自治組織が設立され、本町が住民と協働で進めてきた「自立と共助のまちづくり」が新たな段階を迎えることになりました。
- ・しかしながら、第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査（令和2年実施）では、地域自治組織の認知度は41.1%、既に参加している住民を含めた参加意向は1/4程度にとどまっています。
- ・地域自治組織の取組は始まったばかりで模索を続けている状況であり、行政区や区長制度との役割分担を明確に示すことができていません。取組の理解を得るには時間の経過も要することから、結果として2つの動きによって混乱を来している状況も見受けられます。
- ・このような状況にある中、大口町がこれまで取り組んできた住民と行政の協働によるまちづくりを継承し「自立と共助のまちづくり」の更なる飛躍を目指して必要な事項を協議するため、2018（平成30）年11月に「大口町これからの地域づくり検討委員会」を設置しました。そして、2年間にわたる協議を通じて、「大口のこれからの地域

づくり提案書」を取りまとめました。

- ・一方、地域自治組織の悲願であった打ち合わせや事務作業など日常的な活動拠点の確保については、大口まちづくり道具箱整備事業助成金を活用して南地域自治組織の拠点づくりにおいても確保することができる見通しになりました。
- ・今後は、「大口のこれからの地域づくり提案書」の実現に向け、住民が地域に愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画・参加できるよう一層の意識啓発と推進体制の強化が課題となっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域自治組織の活動に参加したいまたは既に参加している人の割合	30.5%	24.9%	35%	40%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
地域自治	(1) 住民の自治意識向上と担い手の発掘		61110
	(2) 自治・協働の地域づくりの体制づくりと活動促進	①協働による地域づくりの促進	61121
		②行政区の活動支援	61122
		③地域自治組織への支援	61123

施策の内容

(1) 住民の自治意識向上と担い手の発掘

広報おおぐちや町ホームページによる啓発、まちづくり座談会や協働研修等の開催などを通じて、「大口町まちづくり基本条例」に定めているように「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民の自治意識の向上と地域自治組織や行政区の活動への参加を促進するとともに、活動の担い手となる人財の発掘・育成を図ります。

【主要事業】

- ◆人財発掘講座
- ◆まちづくり協働フォーラム

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
社会のために役立ちたいと思っている人の割合	38.3%	37.6%	45%	50%

(2) 自治・協働の地域づくりの体制づくりと活動促進

①協働による地域づくりの促進

将来にわたって「誰もが安心して住み続けることのできるまち」を目指し、大口町これからの地域づくり検討委員会の開催を通じて2020（令和2）年度に取りまとめた「大口町これからの地域づくり提案書」の実現に向け、行政区と地域自治組織の役割分担の整理や各地域団体との協議の場づくりも視野に入れた体制の見直しを、地域自治組織を中心に行政区や各地域団体が連携して進められるよう支援します。

②行政区の活動支援

行政区は、住民の一番身近な地縁組織であり、地域住民の暮らしやすい生活環境を維持・発展させるため住民の意見集約を行い、その実現のため自主的に取り組みます。

行政は、その取組を支援します。

③地域自治組織への支援

地域自治組織が、地域の課題解決を積極的に担うことができるように、継続的にプロジェクト職員と地域担当職員を配置して活動の調整や支援を行います。

また、地域自治組織の活動へ理解を深め協力者を増やしていくため、活動の情報発信の積極的な支援や、地域自治への理解を促す講座・研修の開催など、意識啓発に努めます。

【主要事業】

- ◆地域自治組織プロジェクト

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域課題解決事業の実施数	3事業	6事業	9事業	15事業

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例

施策 36 住民協働

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町では、2009（平成 21）年度に、本町の協働のまちづくりを推進するためのよりどころとして「大口町まちづくり基本条例」を制定し、住民の意見が充分反映されるよう参加の機会を設けながら施策・事業を推進してきました。
- ・その一つとして、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を推進するため、顔の見える関係の中で様々な活動を行う団体の拠点として、町民活動センターを 2010（平成 22）年度に設置しました。そして、その運営母体である中間支援組織が 2014（平成 26）年 1 月に NPO 法人格を取得し、この町民活動センターを拠点に、まちづくりの担い手である地域・住民・団体と行政が互いに尊重し、協力し合えるまちづくりを推進するために、まちづくり協働フォーラムや活動団体スキルアップ講座、人材発掘事業等の多様な事業を積極的に実施しています。
- ・しかしながら、利用団体等の増加に伴い、町民活動センターのコンセプトである「活動サポートの場」としては一定の成果が見られるものの、「出会い・ふれあいの場」「つながりの場」としての機能はまだ十分に発揮されているとは言えません。また、活動者の高齢化とともに、「活動が広がらない」「新しい人財が増えない」など、活動の行き詰まりを感じている団体もあり、地域活動や住民活動に参画する人財を発掘し、育成することが求められています。
- ・このため、近年積極的に取り組みつつある、まちづくり・地域づくりの現場に出向いての支援を充実していく必要があります。
- ・一方、「まちづくり応援の仕組み」として、団体の登録制度や事業の申請、助成金交付などの元気なまちづくり事業を一体的に推進し、団体活動を支援しています。また、様々な分野において関係各課と団体による協働委託事業も進めています。
- ・協働委託事業のほとんどが、団体からの提案となっていたことから、地域活動団体や活動団体との協働事業が進められるよう、関係各課が抱える事業の洗い出しを行ってきました。また、2017（平成 29）年度に NPO を主対象とした従来の応援制度を見直し、地域自治組織、行政区等の地縁団体まで支援の対象を拡大しました。今後も多様化するまちづくりの担い手に対応し、ニーズに合わせた仕組みを構築する必要があります。
- ・今後は、各種計画等の策定過程においても住民の参画のすそ野を広げることで、より住民の主体性を活かしたまちづくり活動へと発展していく可能性が十分にあると考えられます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町政への住民参画の機会や場への満足度	51.4%	59.1%	60%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
住民協働	(1) 住民協働の活性化	①住民が主役のまちづくりの推進	61211
		②住民活動拠点の充実	61212
		③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	61213
		④まちづくり意識の向上とNPO等の住民活動団体の支援	61214
		⑤活動助成制度の効果的な運用	61215
	(2) 住民参加機会の拡大	①大口町まちづくり基本条例の浸透	61221
		②企画・計画段階からの住民参加機会の充実	61222
		③各種計画策定時における住民意見の反映 【「広報・広聴」の再掲】	61223

施策の内容

(1) 住民協働の活性化

①住民が主役のまちづくりの推進

将来世代に負担を残すことなく、未来に責任を持ったまちづくりを進めるため、住民と行政の協働や地域社会への住民の積極的な参画を通じ、住民や活動団体、企業や行政が共に育ち合い、役割分担しながら、協力できる機運を高め、住民自治の確立されたまちづくりを推進します。

②住民活動拠点の充実

まちづくりに取り組む個人・団体の活動を支援するとともに、多様な出会いと交流を促すため、町民活動センターが有する幅広い情報・人財交流ネットワークの拠点としての機能の充実を図ります。

また、町民活動センターから地域の様々な活動の現場に向いての支援活動の充実に努めます。

③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実

住民活動団体の情報を幅広く情報発信することで、住民のまちづくりに対する関心や理解の向上、参加促進を図ります。

また、活動団体相互の連携を促進するために、町民活動センターを核にした住民活動情報の受発信及び相互の交流機会の提供を充実します。

④まちづくり意識の向上とNPO等の住民活動団体の支援

子どもから高齢者まで、まちづくりの担い手である住民の幅広い参加を促進するため、様々な団体の活動に参加・体験できる機会や活動の実績や成果を知る機会などを提供します。

また、担い手やノウハウが不足しがちな住民活動団体に対して、ニーズに応じた人材発掘・育成のための研修などを実施し、団体の組織力の強化を支援します。

⑤活動助成制度の効果的な運用

町内のまちづくり団体やNPOが行う公益的な事業に対して、広報の支援や助成金交付などの支援を行う「まちづくり応援のしくみ」や協働委託事業等により、団体の成長や発展にあわせ、幅広い分野の活動を支援します。

また、こうした支援制度に関する情報を新たな団体に対して積極的に提供することによって、支援制度の利用促進を図ります。これによって、地域が抱える課題を住民団体の強みを活かし解決できるような取り組みとして、一層発展させていくよう努めます。

【主要事業】

- ◆町民活動センター活性化
- ◆大口町まちづくり協働フォーラム
- ◆まちづくり応援のしくみ

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
ボランティア活動に参加している人の割合	22.0%	20.1%	25%	30%

(2) 住民参加機会の拡大

①大口町まちづくり基本条例の浸透

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針となる「大口町まちづくり基本条例」が住民の暮らしに浸透し、より良いまちづくりに生かされるように、これまで以上に条例の意義や内容について積極的に広報活動を行い、認知度や理解の向上に努めます。

②企画・計画段階からの住民参加機会の充実

各種計画に住民の主体的な参画を促すために、「大口町まちづくり基本条例」により

企画・計画策定段階から住民参加の機会の拡充を図り、住民との協働により施策、事業を展開します。

また、多様な参加の機会を提供することで、子どもから高齢者までまちづくりに興味・関心を持つ住民のすそ野を広げ、新たな担い手の発掘・育成に努めます。

③各種計画策定時における住民意見の反映

【(6-3-1)「広報・広聴」(2)②】の再掲

【主要事業】

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例
- 大口町NPO活動促進条例

施策 37 行政経営

SDGsの目標



現状と課題

- ・住民のニーズにあった施策の実施やより良い行政サービスの実現を目指して、その必要性や優先度を踏まえ、総合計画に沿ったPDCAサイクルによる事業実施及び評価・検証を進めてきました。しかし、その成果については短期間で現れるものばかりではありません。長期的な視点で施策を進行させながら、折々にその成果を確認し、事業の見直しを図るものもあり、より住民の満足度の高い行政経営を目指して各種事業を実施してきました。
- ・人口減少と超高齢社会が全国的に本格化しつつある中、少子化の問題など、社会全体で問題となっていることが、本町でも現実のものとなってきています。こうした課題については、先行して取り組んでいる自治体の事例等を研究し、今後どのような施策を展開していくことが重要であるのかを見極めながら行政経営をしていく必要があります。
- ・一方で、本町では、地方分権社会を見据え、住民自治の確立を目指し、参画と協働のまちづくりを推進し、地域自治組織などの設立を着実に進めてきました。今後も組織・活動の周知や幅広い担い手の参加促進が求められます。
- ・これまで各施設においては、計画的に建替えや耐震改修工事を行ってきましたが、今後は、2016（平成28）年度に策定した「公共施設等総合管理計画」の実現に向け、施設の長寿命化など計画的な改修・更新を進めることで、財政負担の軽減・平準化を図ることが求められています。
- ・東日本大震災以降、大規模災害に備えた危機管理の取り組みとして、基幹系のサーバを離れたところに設置するクラウド化などのハード面での災害対策を実施しています。
- ・2015（平成27）年10月のマイナンバー法施行に伴い、税、福祉、災害分野の情報を国、県及び市町村で情報連携ネットワークに接続するためのシステム改修や体制の整備を行う必要があります。また、2021（令和3）年9月にデジタル庁が発足することなどにより行政事務等のデジタル化や行政改革が大きく進展することが予想されることから、その的確な対応が求められます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
行財政運営に対する住民の満足度	53.6%	60.9%	56%	65%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
行政経営	(1) 行政改革の推進	①行政改革の計画的な推進	62111
		②民間活力の導入	62112
	(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進	62121
		②町民意識調査の定期的な実施	62122
	(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	①行政の情報化推進	62131
		②情報セキュリティ対策等の強化	62132
		③公共施設の有効活用と計画的な改修	62133
		④住民サービスの充実	62134
	(4) 分権型社会への対応	①職員の能力向上	62141
		②地方分権への対応	62142
		③広域行政の推進	62143

施策の内容

(1) 行政改革の推進

①行政改革の計画的な推進

複雑化・多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、引き続き、「意識改革」「組織改革」「財政改革」の3つの視点から計画的に行政改革を推進します。

②民間活力の導入

民間のノウハウを活かした効率的な行政運営を進めるために、指定管理者制度だけでなく、PPP*やPFI*等による民間活力の導入を検討します。

また、住民やNPO、企業等との協働を推進する観点からも、住民活動団体などを含めた民間委託の導入を推進します。

【主要事業】

- ◆行政改革推進

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
指定管理者制度導入施設数	10施設	10施設	10施設	12施設

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進

①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進

住民ニーズにあった施策の実現やより良い行政サービスを実現するため、総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムを見直します。あわせて、行政評価による進行管理と予算編成を連動させるなど、行政経営計画によるPDCAマネジメントサイクルの再構築により、総合計画を踏まえた効率的で実効性のある行政経営を推進します。

②町民意識調査の定期的な実施

町政に関する計画の策定時には、町民意識調査を行い、その結果を計画内容に反映させます。また、各施策の成果を確かめるため定期的に実施します。

【主要事業】

- ◆総合計画進行管理
- ◆行政経営計画管理

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (令和2年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町民意識調査	—	実施	実施	実施

(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進

①行政の情報化推進

行政内部の情報化を組織的に推進して、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の継続的な整備や効果的な活用・改善を図るとともに、国・県・市町村間の情報ネットワークの拡充に努めます。

②情報セキュリティ対策等の強化

行政が有する情報資産を人的脅威や災害・事故等から防御し、住民の財産や個人情報などを守るため、職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修を徹底して運用体制の強化を図ります。

また、技術の進歩に合わせた情報セキュリティ対策のシステム及び運営体制の強化を継続します。

③公共施設の有効活用と計画的な改修

2017（平成29）年3月に策定した「公共施設等総合管理計画」の実行性を確保するため、個別施設の長寿命化計画や再配置計画を策定し、また、廃止や統廃合も視野に入れつつ計画的な施設の改修、更新を図ります。これによって、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、施設の有効利用を図ります。

④住民サービスの充実

住民サービスにおいて、はじめの一步である接遇の向上に努めるとともに、窓口業務については、情報通信機器等の普及に合わせて利用者のニーズに対応した質の高い住民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。

また、大規模災害などの発生時でも、業務に優先度を付けるなど時系列を考慮した業務の継続により行政サービスが低下しないよう、業務継続計画に基づく訓練を実施します。

【主要事業】

- ◆公共施設等総合管理計画

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
受付・窓口における町職員の対応に対する住民の満足度	67.3%	73.5%	68%	78%

(4) 分権型社会への対応

①職員の能力向上

職員一人ひとりの行政執行能力や政策形成能力の向上を図るために、職員研修などを計画的に実施するとともに、職員と組織が高いモチベーションをもって新たな目標に挑戦する風土づくりを推進します。

②地方分権への対応

地方分権社会に対応した参画と協働のまちづくりを推進するために、地域自治組織による住民自治を推進していきます。合わせて、国や県からの権限移譲などにも柔軟に対応できる行政組織体制の充実を図ります。

③広域行政の推進

広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るために、近隣市町との地域間の連携を深め、事務処理の共同化に取り組むとともに、広域的な課題解決に向けた協議・研究を進めるなど、効率的な広域行政の推進に努めます。

【主要事業】

- ◆行政執行能力、政策形成能力向上のための職員研修
- ◆地域自治組織支援

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例
- 大口町情報セキュリティポリシー（平成15年10月策定）

施策 38 財政運営

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町では、先人から受け継いだ豊かな財政基盤を維持し、限られた財源を効果的に活用するために、事業の「選択と集中」を行い、適正な予算執行に努めてきました。その結果、これまで健全な財政運営が保持できている状況にあります。
- ・これまでの厳しい経済状況の中においても、本町は1981（昭和56）年度から一貫して普通交付税の不交付団体を維持し、経常収支比率も健全な範囲内で推移しています。また、計画的に基金へ積立ててきた財源を適正に活用することで、最小限の地方債発行で施策を進めることができている。
- ・その一方で、高齢化が進み、医療や介護等の社会保障に係る費用が増加していく中で、健全な財政運営を継続していくためには、引き続き財源確保に努めるとともに、経常経費の抑制を徹底しなければなりません。
- ・また、税制改正により、2021（令和3）年度から法人町民税の減収が本格化することから、安定的な財源の確保を図るとともに、事業を見直すなど、さらなる経常経費の削減に取り組む必要があります。
- ・さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の後退や町民所得の低下などによる予測困難なものによる減収も懸念されますが、そういった予測困難な状況においても健全な財政運営が可能となるような対策が求められます。
- ・より安定的な財源を確保するために、町税の公平かつ適正な課税により、住民の信頼と納税意識の定着を得て、町税の収納率の向上を図らなければなりません。
- ・また、計画的な土地利用による企業誘致や産業振興と適正な受益者負担による自主財源の確保も必要となります。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
経常収支比率	74.4%	74.2%	75%以内	75%以内

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
財政運営	(1) 安定的な財源の確保	① 自主財源及びその他の財源確保	62211
		② 納税意識の高揚	62212
		③ 収納率の向上	62213
		④ 受益者負担の適正化	62214
	(2) 財政運営の効率化	① 「選択と集中」による事業執行	62221
		② 健全な財政運営継続への取り組み	62222

施策の内容

(1) 安定的な財源の確保

① 自主財源及びその他の財源確保

将来にわたり安定的な財源を確保するため、今後も計画的な都市基盤の整備とともに新たな企業誘致や産業振興を推進します。

また、未利用となっている町有財産の有効活用・売却や有料広告やネーミングライツパートナー事業などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の有効活用に努めます。

② 納税意識の高揚

世代を超えた各層の納税意識の高揚を図るため、広報紙やホームページなどを通じて、税制度の理解促進を図るとともに、引き続き次代を担う小学生を対象に租税教室を実施し、税の役割や意義を正しく理解してもらう機会の提供に努めます。

③ 収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納の他にモバイル決済等の導入を検討し、納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施して自主納税を促すとともに、納税指導を経てもなお納税に至らない場合は、公平公正な観点から法令に基づく処分により収納率の向上に努めます。

④ 受益者負担の適正化

特定の行政サービスを持続的に提供するため、サービス提供に係るコストとのバランスを考慮し、特別の利益を受ける者に応分の負担を求めます。この際、受益者負担の適正化や公正の確保の観点から、3年に一度、各種負担金、使用料や手数料等を見直します。

【主要事業】

- ◆納税機会拡大

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町税収納率	98.3%	98.9%	98.4%	99.0%

(2) 財政運営の効率化

①「選択と集中」による事業執行

限られた財源を有効に活用するため、枠配分方式の中で行政経営計画による事業の「選択と集中」を行い、施策の費用対効果を意識した、健全で身の丈にあった予算編成を進めます。

また、部局間の情報交換による横の連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施などによって相乗効果を高め無駄を省くなど、効率的な事業の執行に努めます。

さらに、専門性を持つことでよりきめ細かに対応できるものと、各部局の連携により多面的に実施できる事業などを見極めながら、適正な事業実施を進めます。

②健全な財政運営継続への取り組み

厳しい財政状況の中で、今後も健全な財政運営を維持していくため、生活インフラと公共施設の計画的な改修・更新や統廃合を検討します。

また、計画的な町職員の定員管理による人件費の抑制、地域自治組織やNPO等の協働事業の促進、各種団体への補助金や負担金の見直しなどを行い、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行います。

【主要事業】

- ◆財政状況の公表

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
実質公債費比率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

関連する計画・条例

■大口町税条例

■大口町財政状況の公表に関する条例

施策 39 広報・広聴

SDGsの目標



現状と課題

- ・本町では、広報紙を行政目線で発信するのではなく、編集を住民団体との協働により作成するなど、住民目線で紙面を作成する、視点を変えた広報のあり方を求めながら広報づくりを進めてきました。また、広報紙だけでなく、ガイドブックやまちのカレンダーなどを発行し、より多くの手段によりきめ細かく情報を発信してきました。
- ・そのほか、ホームページの充実や防災行政無線の活用により、多くの情報を発信できるように環境を整え、住民に必要な情報がタイムリーに届くようにしてきましたが、さらに多くの住民に必要な情報が届くよう多様な媒体を活用していかなければなりません。
- ・情報発信の方法は技術の進歩により日々進化し続けています。これらの技術をいち早く吸収し、できる限り多くの発信手段を効果的に活用して、住民に必要な情報を的確に伝えていくことが重要となってきています。
- ・また、2017（平成29）年3月に大口町プロモーション戦略を策定し、住民有志、町内の中間支援のNPO及び町との3者による協働により事業を展開してきましたが、今後とも、特に子育て世代にとって魅力的なおおぐちをアピールするためのプロモーションを続けていくことが求められます。
- ・広聴については、小学校区ごとに最低年1回の地域懇談会を実施していますが、そのことだけで、住民の意見がすべて聞き取れるわけではありません。様々な分野の個別計画を策定する際にはアンケート調査などを実施して住民のニーズや課題の把握に努めるとともに、定期的なアンケート調査を通じて施策の成果や満足度を検証するなど、住民の意見集約が必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
町ホームページによる町の情報提供への満足度	62.2%	64.3%	65%	70%

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
広報・広聴	(1) 広報活動の充実	① 広報おおぐちの充実	63111
		② 大口町ホームページの充実	63112
		③ 多様な媒体による広報活動の推進	63113
		④ シティプロモーションの実施	63114
	(2) 広聴の充実	① 直接対話方式の広聴活動の充実	63121
		② 各種計画策定時における住民意見の反映	63122

施策の内容

(1) 広報活動の充実

① 広報おおぐちの充実

住民の活動や日常生活に直結する各種の行政情報を、分かりやすく、親しみやすく伝えるため、広報編集委員やNPOとの連携により内容の企画検討を行うとともに、編集業務をNPOに委託し、住民目線での広報紙作成を推進します。

② 大口町ホームページの充実

ホームページにより行政や地域の情報等をタイムリーかつ的確に提供するとともに、高齢者や障がい者にもわかりやすく扱いやすいホームページの作成に努めます。

また、ホームページを自治体の顔と捉え、本町の魅力や特色を町外に向けて情報発信する手段となるように内容の充実を図ります。

③ 多様な媒体による広報活動の推進

新たな情報発信手段を的確に把握しながら、広報紙やホームページに加えて、携帯電話へのメール配信や防災行政無線、SNS等時代と年代に即した多様な媒体を活用し、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。

④ シティプロモーションの実施

バランスある人口構成による本町の持続的な発展を図るため、大口町プロモーション戦略に基づき、「子育て世代をはじめとした若い世代の定住を進める」をねらいとしたシティプロモーションを住民協働により展開します。

【主要事業】

- ◆ 広報おおぐち発行
- ◆ ホームページ管理
- ◆ 出前対話

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
広報おおぐちを読んでいる人の割合	78.6%	88.9%	80%	90%

(2) 広聴の充実

①直接対話方式の広聴活動の充実

住民ニーズを的確に町政運営に反映させるために、小学校区ごとに毎年一回以上の地域懇談会を継続して開催するとともに、住民からの要望に応じ、町職員が直接説明に出向くなど、広聴活動を進めます。

また、新たな広聴方法の検討を行います。

②各種計画策定時における住民意見の反映

住民の意見やアイデアを町政に一層反映させるため、計画等の策定時には町民意識調査に加え、パブリックコメントを実施します。

また、委員会や審議会に公募による委員の参画を進めるとともに、意見交換会やワークショップなど、住民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。

さらに、様々な分野における各種施策・事業の成果を確かめるための町民意識調査を定期的実施します。

【主要事業】

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議
- ◆出前対話

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
地域懇談会参加者数 (総数)	136人	55人	170人	200人

関連する計画・条例

- 大口町まちづくり基本条例

施策 40 情報公開・個人情報保護

SDGsの目標



現状と課題

- ・住民の参画と参加によるまちづくりを促進するために、広報紙やホームページを活用した積極的な情報公開を行い、住民に有益な情報を届けることが求められています。
- ・本町では、行政が保有する情報を公開することにより、住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の知る権利を保障し、住民の町政に対する理解と信頼の向上に努めています。
- ・迅速な情報公開を実施していくためには、文書管理システムの構築と活用が必要不可欠であるとの認識から、文書管理システムを更新し、各課における簿冊や文書の登録の整備及びペーパレス化を行ってきましたが、行政文書等の整理については事務の効率化と適正な文書管理の観点から常に取り組んでいくことが求められます。
- ・また、マイナンバー制度の導入に伴い、これまで以上に個人情報保護の徹底が求められることから、職員の個人情報保護意識の向上はもとより、個人情報保護条例やセキュリティポリシー、その他必要な条例や計画の見直しや整備を行うとともに、個人情報を適切に管理運用するための体制づくりが必要です。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	実績値	目標値	
	2015年度 (平成27年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2025年度 (令和7年度)
個人情報漏えい被害報告件数	0件	0件	0件	0件

施策の体系

《基本施策》	《単位施策》	《個別施策》	《施策コード》
情報公開・個人情報保護	(1) 情報公開の推進	① 保有する行政文書等の把握と精査	63211
		② 積極的な行政情報の公開	63212
	(2) 個人情報の保護	① 個人情報保護の徹底	63221
		② 個人情報の適切な活用	63222
		③ 情報セキュリティ対策等の強化 【「行政経営」の再掲】	63223

施策の内容

(1) 情報公開の推進

①保有する行政文書等の把握と精査

町が保有する行政文書を洗い出し、その内容から公開・非公開の区別や適正な保存年限等の区分の設定、歴史的に重要な公文書等としての設定など、行政文書等の把握・整理を行います。

②積極的な行政情報の公開

情報コーナー、ホームページ等を行政情報の窓口として、日常生活に必要な情報がいつでも入手できるように提供情報の充実を図り、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

また、情報公開請求に対して迅速な対応をするために、文書管理システムの活用や公文書目録の提供を実施し、行政の透明化と住民との情報共有を図ります。

【主要事業】

- ◆公文書目録公開

(2) 個人情報の保護

①個人情報保護の徹底

マイナンバー制度の導入に伴い、これまで以上に町が保有する個人情報の適切な保護が不可欠であることから、職員研修の実施を通じて個人情報保護意識の徹底を図るとともに、データの適正な管理やそのための条例の見直しなどの環境や体制整備を進めます。

②個人情報の適切な活用

個人情報の保護は不可欠なことです。収集・所有しているだけではその意味や価値はなく、災害時など必要な時に必要な個人情報を活かすことが肝心であることから、個人情報の取り扱いに関し正しい理解のもと、定期的な検証・更新を行い、安全性を確保しつつ、必要不可欠な個人情報の活用を妨げることがない体制を整えます。

③情報セキュリティ対策等の強化

【(6-2-1)「行政経営」(3)②】の再掲

【主要事業】

- ◆情報公開・個人情報保護に関する研修

関連する計画・条例

- 大口町情報公開条例
- 大口町個人情報保護条例
- 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 大口町情報セキュリティポリシー
- 大口町特定個人情報保護条例